

第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会 危機の中の文化遺産

報告書



JCIC-Heritage

文化遺産国際協力コンソーシアム

第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

危機の中の文化遺産

報告書

2015年11月5日[木] 13:00～17:00

TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町

開催趣旨

近年各国で相次ぐ紛争や、地球規模での自然災害、さらにはめまぐるしい経済発展に伴う社会変化などを受け、世界各地には危機に瀕する文化遺産や復興を急務とするものが数多く存在しています。特にアラブ諸国においては、多くの貴重な文化遺産が人災、天災により破壊されています。これまで日本をはじめとした世界各国の国際協力によって復興事業が展開され、成果が出始めているますが、しかし一方で、アラブ世界の人々自身による活動について、我々が知り得る情報には限りがありました。

今回の研究会では、世界遺産アラブ地域センター所長のムニール・ブシュナキ氏より提供頂いた情報をもとに、現地の人々の取組みに対する理解を深める場にしたいと思います。

また同時に、そういった活動に呼応して、わが国は今後どのような国際協力を展開していくべきか、国際法や考古学の現場からの視点を踏まえ検討していきます。

プログラム

- 13:00 ～ 13:10 **開会挨拶、趣旨説明**
前田耕作（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長）
- 13:10 ～ 14:10 **基調講演「中東における文化遺産と最近の武力紛争」**
ムニール・ブシュナキ（ユネスコ世界遺産アラブ地域センター 所長）
講演内容代読 後藤 健（東京国立博物館 特任研究員）
- 14:10 ～ 14:25 休憩
- 14:25 ～ 14:55 **講演1「武力紛争の際の文化財の国際的保護」**
香西 茂（京都大学 名誉教授）
- 14:55 ～ 15:25 **講演2「考古学のフィールドから見た文化遺産保護のあり方について」**
西秋良宏（東京大学総合研究博物館 教授）
- 15:25 ～ 15:40 休憩
- 15:40 ～ 16:55 **パネルディスカッション「激動する世界と文化遺産保護」**
司会 杉本智俊（慶應義塾大学文学部 教授）
パネリスト 岡田保良（国士舘大学イラク古代文化研究所 所長）
香西 茂、後藤 健、西秋良宏
- 16:55 ～ 17:00 **閉会挨拶**
石澤良昭（文化遺産国際協力コンソーシアム 会長）



目次

開催趣旨	2
プログラム	2
開会挨拶	4
前田耕作（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長）	
基調講演「CULTURAL HERITAGE AND RECENT ARMED CONFLICTS IN THE MIDDLE EAST / 中東における文化遺産と最近の武力紛争」	6
ムニール・ブシュナキ（ユネスコ世界遺産アラブ地域センター 所長）	
講演内容代読 後藤 健（東京国立博物館 特任研究員）	
講演1「武力紛争の際の文化財の国際的保護」	24
香西 茂（京都大学 名誉教授）	
講演2「考古学のフィールドから見た文化遺産保護のあり方について」	27
西秋良宏（東京大学総合研究博物館 教授）	
パネルディスカッション「激動する世界と文化遺産保護」	36
司会 杉本智俊（慶應義塾大学文学部 教授）	
パネリスト 岡田保良（国土舘大学イラク古代文化研究所 所長）	
香西 茂、後藤 健、西秋良宏	
閉会挨拶	45
石澤良昭（文化遺産国際協力コンソーシアム 会長）	
附論「文化財不法輸出入等禁止条約に関する近年の動向について」	46
塩川達大（前文化庁文化財国際協力室長）	





開会挨拶

前田耕作

文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長

本日はお越しいただきありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

この研究会は文化遺産国際協力コンソーシアムという組織が開催していますので、まずコンソーシアムとは何かということを説明させていただきます。

文化遺産国際協力コンソーシアムは、いまから9年前、2006年8月に設立されました。小泉内閣で最後の議員立法として議決され、その法案に基づき、日本が官と民一つになって文化遺産の保護を通じて積極的に世界に貢献をしてゆこうという趣旨のもとに立ち上げられた組織です。したがって、文部科学省、外務省、大学およびそれに付随、関係する研究機関、民間財団、そして若い学生会員によって成り立っています。本日は民間の方々とともに外務省、文部科学省、文化庁の方々にもご出席いただいております。

ちなみに、コンソーシアムとは、共同機構という意味ですが、私たちはオールジャパンの組織と受け止めています。この名称は当時としては斬新な響きをもっていました。

これまで多くの研究会を開催してまいりましたが、本日は、現在問題になっている中東をめぐるさまざまな状況について考えます。皆さんも日々映像を通してご覧になっているとおり、現地では悲惨な状況が起こっています。文化が、あらゆる意味で、またさまざまな領域で、破壊に直面しています。この状況のなかで、本日の研究会が、私たちはこれから何を考え、何をなしていくべきかを議論し、互いに情報や見解を交換する場所となればよいと思っています。

今回は4つのプログラムで構成しました。ひとつは、ムニール・ブシュナキさんをお迎えし、中東における文化遺産と武力紛争という、もっとも今日的な問題を、彼を中心にして議論を展開していただくことを予定していたのですが、残念ながらあるやむなき事情によって急遽来日できなくなりました。しかし、ブシュナキさんは周到に、本日の発表のため映像とテキストを用意されていたので、それを西アジア分科会会長である後藤健さんに代読していただきます。

第2は、初めてですが、「武力紛争の際の文化財の国際的保護」というテーマで、国際法の観点から現況をどう考えるか、これまでどんな歴史的経過があり、文化財を保護するための国際法はどのようなあり方をしているのかを、京都大学の香西茂さんにご講演をいただきます。

第3は、現場です。西アジア分科会会員である東京大学の西秋良宏さんから、「考古学のフィールドから見た文化遺産保護のあり方について」と題して講演をいただきます。

第4は、以上の問題を踏まえてディスカッションを展開していただきます。当然、そのプロセスのなかで皆さんのご意見をいただき、より前向きな討論を展開できるように願っています。司会は慶応義塾大学の杉本智俊さんをお願いしました。

残念ながら、私たちが大きな期待をかけていた基調講演を受けもつムニール・ブシュナキさんが欠席となりました。ただし、皆さんに思い起こしていただきたいのですが、文部科学省の馳大臣は明日未明、パリのユネスコ本部で講演を行います。そのような状況も念頭にしながら、私どもはここで文化遺産の保護をめぐる熱い討論を展開していきたいと考えております。

ここで、ブシュナキさんの経歴を紹介させていただきます。ブシュナキさんは現在ユネスコの世界遺産アラブ地域センター所長に就任されています。1943年、アルジェリアに生まれて、私より若い72歳です。考古学が専門で、有名な王陵とローマ遺跡があるアルジェリアのティバサという素晴らしい遺跡の発掘調査をなさいました。1982年以降、ユネスコと深い関係をお持ちになっています。私たちがユネスコにいき、中東、中央アジア、東南アジアの遺跡が問題になると、ブシュナキさんと議論を交わす機会が多くありました。その意味で、もっともよく西アジア全域の現況をご存じで、いまを語るには最適な方だと思いました。現在はユネスコ事務局長のイリナ・ボコヴァさんの特別助言者としても活躍されています。いつの日かまたブシュナキさんが来日される機会をつくりたいと考えています。

そのブシュナキさんが、送って下さった素晴らしい映像とともに皆さんへのメッセージを込めたテキストを読み上げながら、本会を始めたいと思います。よろしくお願いします。



CULTURAL HERITAGE AND RECENT ARMED CONFLICTS IN THE MIDDLE EAST

Mounir Bouchenaki

Director of the UNESCO / Arab Regional Centre for World Heritage



フランスで考古学・古代史博士号を取得。アルジェリア文化情報省古美術・博物館・文化財所長就任（1975～1981）後、82年よりユネスコ文化局において文化遺産保護行政の第一線で手腕を発揮する。同局文化遺産部長（1990～2000）、世界遺産センター長（1998～2000）、文化局長（2000～2006）、イクロム所長（2006～2011）などの要職を歴任し、現在は世界遺産アラブ地域センター長を務めるとともに、ユネスコ・イクロム特別顧問にも就任している。国際的な文化遺産保護活動の発展に多大なる功績があり、同取り組みを通じて日本の専門家とも交流がある。

Besides targeting human lives, armed conflicts have a profound impact on human values, cultures and religions. Increasingly, conflicts target symbols of culture to destroy identities and lead to the deliberate destruction of cultural heritage – but this damage can also be accidental. Looking back at the events that have marked the past 30 years, it is clear that the international community must continue to find mechanisms to improve response to these emergencies. UNESCO was created in 1945 in the wake of the Second World War to foster a new spirit of collaboration between nations. The preamble to its Constitution reads “Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defenses of peace must be constructed.” When ICCROM was initially created in 1956, it was in this same spirit of international collaboration, to provide assistance to those nations facing the challenges of restoring and preserving the tangible symbols of their culture after the war.

The Director General of UNESCO, Mr. Koichiro Matsuura, visited Qatar in December 31, 2001, where he gave a lecture on Islamic Law to a group of experts. They discussed the position of Islam in regards to cultural heritage. Mr. Matsuura stated: “From the burning of Troy by the Achaeans to the razing of Baghdad by the Mongols, or, more recently from the demolition of the Ottoman bridge in Mostar to the blasting of the Bamiyan statues, the destruction of cultural heritage has time and time again tarnished the history of humankind. In the process, invaluable works of art, the very legacy of man to man, have disappeared. Islam itself has paid a heavy price during this long series of acts of vandalism. How, then, can one fail to be appalled when, in the name of one interpretation of the same Islamic faith, armed groups destroy the physical legacies of cultures that had long ago contributed to the emergence of their own civilization? Should the dialogue among civilizations ever be silenced, whether this dialogue is between different cultures today or between the past and the present?”

The resulting Qatar declaration drafted by the most eminent experts in Islamic law has allowed the fallacious arguments put forward by the Taliban regime to be refuted. It has shown, based on concrete proof, that the reason we are still able

to admire so many archaeological remains in all Muslim countries in the Middle East, is because Islam has never encouraged the destruction of works of the past for they are considered to be elements of knowledge and reference.

Sadly, barbaric acts committed against cultural property took place at the end of the 1980s/90's and the beginning of the 21st century highlighted a number of deficiencies in the implementation of the 1954 Hague Convention for the protection of cultural properties in the event of armed conflict. A review of the Convention was initiated in 1991 to draw up a new agreement to take account of the experience gained from conflicts and the development of international humanitarian and cultural heritage protection law since 1954. Consequently, a Second Protocol to the Hague Convention was adopted at a Diplomatic Conference held at the Hague in March 1999.

However, the latest events in Iraq, Syria, Libya and Yemen, with the development of an extremist Islamic movement calling itself ISIS or Daesh are proving that there is no respect for these normative international documents, and no respect for the lives of thousands of people, not to speak for their heritage which is bulldozed and destroyed by explosives.

What is UNESCO doing?

When the UNESCO Secretariat receives information about an impending conflict or the destruction of cultural property during an armed conflict, they immediately contact the warring parties, remind them of their obligations to respect and protect cultural property and, if requested, render technical assistance and send expert missions. Moreover, in order to disseminate the provisions of the Convention more widely, UNESCO organises expert meetings, seminars and training courses for specific target groups (parliamentarians, members of armed forces, police officers, lawyers, conservation specialists, etc.) and issue publications.

UNESCO is not alone in this field; it co-operates closely with the United Nations and other intergovernmental and non-governmental organisations such as the Council of Europe, the International Centre for the Study of the Preservation and the Restoration of Cultural Property (ICCROM),

the Red Cross, the International Council of Museums (ICOM) and the International Council on Monuments and Sites (ICOMOS).

Thus, aside from the daily threats to cultural heritage largely illustrated in this report which merits wide dissemination, the destruction of cultural heritage has been trending in the Middle East and it has become a key target in armed conflict.

The destruction of the cultural heritage of Iraq

April 2003 was the time we fell witness to the destruction and looting of Iraqi cultural institutions and in particular the theft of the archaeological collections from the National Museum of Baghdad. There were several million viewers helplessly watching the live coverage of such atrocities taking place.

The whole world was outraged, but the looters continued their work, away from the cameras, on the great archaeological sites of this country whose heritage dates back to thousands of years.

After the end of hostilities in Iraq, the first UNESCO mission took place between the 16th and 20th of May 2003. The mission revealed the extent of the disaster which is rightly termed a "cultural catastrophe". Whether it be at the National Museum of Baghdad, at the Regional Centre for the Conservation of Cultural Property, at the National Library and archives, or at historic monuments such as Bayt Al Hikma or the Abbasid Palace, the fury of the looting and vandalism is boundless. It is in the face of such situations that we are all called upon. What can UNESCO, ICOMOS, ICOM, the Blue Shield, and any other institutions whose aim is the safeguarding of cultural heritage do? Are we totally powerless or do we still have to show more imagination and daring to ensure that human lives who have been brutally sacrificed, the inestimable treasure which is the cultural heritage is no longer also the innocent victim of future conflicts?

Before the conflict began, UNESCO along with its partners ICOMOS, Interpol, ICOM, the World Customs Organization and representatives of the international art market, the national authorities of the UNESCO member states neighboring Iraq, prepared an extensive and extensive campaign to prevent the illicit traffic of cultural goods. On

the 4th of April, before the end of the conflict, the Director General of UNESCO Mr. Koichiro Matsuura, deplored the loss of human life by announcing that UNESCO was ready to take on the responsibilities under its mandate. Thanks to this preparatory work, the Organisation was able to hold an information exchange and co-ordination meeting on 17th April with the best international experts on Iraq. The meeting was continued on 29th April at the British Museum, and resulted in the development of a joint project with Interpol to stop, through all available means, the disappearance of these unique works of art.

Despite extremely difficult conditions, I was able to conduct two missions to the country, one in mid-April 2003 and one at the end of June the same year. I was accompanied by the heads of the archaeological missions in Iraq and the best specialists from the museum and library fields. Thus, it was possible to gather all the information necessary to take appropriate emergency safeguarding measures and ensure, as far as is possible in a country still troubled by major civil unrest, the security of the museums and sites. A third meeting was held in August 2003 in Tokyo to set up a first operational project for the Baghdad museum.

The efforts of UNESCO were, and must continue to be, supported by all its partners. In this regard, I wish to express my deep appreciation to all these partners who have made it possible to make considerable progress in projects of rehabilitation and restoration in Afghanistan. Through the International Co-ordination Committee for the safeguarding of the cultural heritage of this country, whose plenary sessions are held in Paris, and technical sessions in Munich and Rome, the major site of Bamiyan is being protected. However the two giant Buddha statues have disappeared, unfortunately forever.

Heritage as a vehicle for dialogue

All too often the target of destruction is by virtue of its value as a symbol and an identity, the heritage must become an instrument for bringing warring parties closer and reconciling them, a starting point for the resumption of dialogue and the construction of a common future.

Today, UNESCO's experience is based on some outstanding examples. Among them is the

programme for the safeguarding and development of the site of Angkor. It exemplified the importance of a heritage site, an emblem of the nation, for restoring social cohesion, reinstating the cultural identity of the Khmer people, and propelling the economic development of the country on the basis of cultural tourism and employment opportunities for the local population.

UNESCO's strategy in Bosnia and Herzegovina focused primarily on the re-appropriation by the ethnic communities, then in conflict, of a common heritage which had been representative of each of them at some time in its history. The Old Bridge at Mostar is a symbol of the Bosnian Muslim heritage and the links between the Muslim and Croatian communities. It was destroyed in 1993 by extremists. Fortunately, it has been reconstructed with thanks to international cooperation.

Conclusion:

In an armed conflict or natural disaster situation, heritage is particularly at risk, owing to its inherent vulnerability and tremendous symbolic value. Through the implementation of its mutually reinforcing culture conventions, UNESCO works with the international community to protect culture.

In order to prevent illicit trafficking and destruction of cultural heritage, the Organization acts as a coordinator and catalyst to bolster cooperation and strengthen networking among national and international actors. This mobilization generated emergency actions in Afghanistan, Iraq, Egypt, Libya, Mali, Syria, and Yemen in times of civil strife and warfare.

The loss of cultural heritage in times of crisis can deprive a community of its memory, the physical testimony of its past, and the precious resource for social and economic wellbeing. UNESCO seeks to harness the power of heritage as a positive and unifying force that can help prevent conflicts and facilitate peace-building, recovery and reconciliation.

Recognizing the powerful role of culture in building social cohesion and contributing to reconciliation and peace, the UN Security Council in its [Resolution 2100 on Mali](#), and [Resolution 2139 on Syria](#)--called for the protection of cultural heritage and diversity. The integration of culture

in humanitarian operations, recovery, and reconstruction provides the challenging opportunity of defining how cultural heritage protection can effectively contribute to the broader UN crisis response.

In their Joint Appeal for the safeguarding of Syria's cultural heritage, UN Secretary-General Ban Ki-moon, UNESCO Director-General Irina Bokova, and the UN and League of Arab States

Joint Special Representative for Syria Lakhdar Brahimi stressed this important risk and its devastating implications: "Destroying the inheritance of the past robs future generations of a powerful legacy, deepens hatred and despair and undermines all attempts to foster reconciliation. Now is the time to stop the destruction, build peace and protect our common heritage."



中東における文化遺産と最近の武力紛争

ムニール・ブシュナキ

ユネスコ世界遺産アラブ地域センター 所長

講演内容代読

後藤 健

東京国立博物館 特任研究員



東京教育大学卒業、同大学院修士課程修了、筑波大学大学院博士課程中退。東海大学大学院より博士（文学）を取得。古代オリエント博物館研究員、東京国立博物館研究員、同西アジア・エジプト室長、同上席研究員を務め、2011年定年退職。現在は同館特任研究員。西アジア考古学、とりわけアラビア湾岸の古代文明を専攻。文化遺産国際協力コンソーシアム運営委員、西アジア分科会会長。

ブシュナキ先生が急遽おいでになれなくなりましたので代読させていただきます。役不足であると思っておりますが何卒お許しください。代読に先立ち、まずブシュナキさんから送られてきた、6分少々のおそらく最新の未公開の映像を御覧いただき、近年文化財がおかれてきた悲惨な現状を感じとっていただきたいと思います。

（映像）

これはシリア、多分ダマスカスの街ではないかと思えます。

これはアレppo城です。

（映像終了）

では、ブシュナキさんのレクチャー原稿を代読させていただきます。

はじめに ユネスコの役割と世界の動き

武力紛争は人の命を標的とするだけでなく、価値観、文化、そして宗教にまで深刻な影響を与えます。武力闘争はアイデンティティーを破壊することを目的に、文化的象徴を標的とする傾向をますます強めてきており、文化遺産の計画的破壊を招く結果となっていますが、その一方で文化遺産への被害は偶発的にも起こり得ます。過去30年間に記録された出来事を振り返ってみれば、国際社会がこのような緊急事態の対応を強化する方法を見出さなくてはならないことは明かです。

ユネスコは、新たな国家間協調精神の促進を目指して第2次世界大戦が終結した1945年に設立されました。ユネスコ憲章には「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と明記されています。

1956年には文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）が設立されました。この機関は、ユネスコと同様の国際協調精神を謳ったもので、当初は第2次世界大戦後に有形の文化的象徴を復元する課題と、文化的象徴を保存する課題に直面している国々を支援することを目的としていました。

文化遺産に関するイスラムの立場について話し合うためにイスラム法会議が2001年12月31日にカタールで開催され、その席上、当時のユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は、参加していたイスラム法の専門家たちに向かって次のように力説されました。

「アカイア人たちによるトロイの焼き討ちから、モンゴル人によるバグダードの破壊に至るまで、あるいはご

く最近のモスタルにあるオスマン帝国時代に建造された橋の破壊から、バーミヤンの大仏の爆破に至るまで、文化遺産の破壊は幾度となく繰り返され、人類の歴史に汚点を残してきました。このような経緯のなかで、かけがえのない芸術的作品、まさに人から人へ継承される遺産そのものが消滅しつつあります。イスラム教国家自体も長い年月にわたって繰り返されてきたこのような野蛮な破壊行為のなかで重い代価を払ってきました。同じイスラム教の教義に関する唯一無二の解釈であるという大義名分のもと、古い時代から自身の文明の台頭に貢献してきた有形の文化遺産を武装集団が破壊する行為に及んだとき、どうして啞然としないでいられるのでしょうか。文明間における対話は、今日も異文化間であっても、過去と現在のあいだであっても、永久に封じたまにしておいてよいのでしょうか」。

イスラム法のもっとも著名な専門家たちによって『カタル宣言』の原案が作成されました。この宣言は、タリバン体制による誤った議論を否定し、これまで私たちが中東のイスラム教国家にある数多くの考古学的遺跡を称賛することができたのは、イスラム教徒たちが知識や教養の源泉とみなされる過去の作品の破壊を促すようなことは決してしなかったからである、という点を具体的証拠に基づいて指摘しております。

残念なことに、1980年代の終わりから1990年代、そして21世紀の初めに起こった多くの紛争の過程で、文化財を標的とした野蛮な行為によって、1954年に採択された、紛争発生時における文化財保護に関する『ハーグ条約』を実施、実行するには数多くの不備があることを露呈し、1991年に『ハーグ条約』の見直しが始まり、1954年以降の紛争から得られた経験と、国際的人道主義や文化遺産保護法の発展を考慮した新たな協定、『ハーグ条約第二議定書』が1999年3月に開催された外交会議で採択されました。

しかし、ISISまたは自称ダーイシュ過激派のイスラム民族運動の展開に伴ったイラク、シリア、リビアおよびイエメンにおける最近の事件は、これらの国際的規範文書に対する敬意の念も、数え切れないほどの人々の命に対する尊重の念もなく、ブルドーザーや爆破によって自分たちの遺産を破壊している事実にも目をつぶっていることを証明しております。

ユネスコの実際の活動

ユネスコ事務局は、差し迫った紛争や、武力紛争中に行われた文化財破壊に関する情報を入手したら、紛争当

事者に直接接触し、文化遺産を尊重し保護する責務を彼らに思い起こさせるとともに、要求に応じて技術的支援や専門家チームを派遣しております。そして、この条約の規定をさらに広く普及させるため、ユネスコは特定のターゲットグループ、すなわち国会議員、国軍の軍人、警察官、法律家、文化財保護の専門家などを対象とした会議やセミナーの開催、および訓練コースを編成したり、出版物の刊行を行っています。

このような活動は、ユネスコが孤軍奮闘しているわけではありません。国連や欧州評議会、文化財保存修復研究国際センター (ICCROM)、赤十字、国際博物館会議 (ICOM) および国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) などその他の政府系機関ならびに非政府系機関とも密接に協力をとりあっております。

本日の報告では、文化遺産に対して日常的な脅威があることをお伝えします。そのことは広い範囲に拡散されるべきものですが、それに加えて今日それが紛争の標的や争点となってきたため、文化遺産の破壊は一層促進される方向にあります。非常に残念なことです。

イラクにおける文化遺産の破壊

2003年4月末、イラクにおける戦争のほとんどを生中継というかたちで、私たち数百万人のテレビ視聴者はみることができました。また、イラクの文化施設の破壊や略奪行為、特にバグダード国立博物館からの考古学的コレクションの盗難を絶望的な思いで目撃しました。このことは世界中を激怒させましたが、略奪者たちはカメラの目から離れた数千年以前にさかのぼるこの国の偉大な考古学的遺跡でも略奪を続けました。

イラク戦争行為の終息後、「文化的破滅」ともいうべき被災状況を、私どもイラクへの第1次ユネスコ派遣団は、2003年5月における第16次派遣から第20次派遣のあいだに、実際に目で確認することができました。バグダード国立博物館や文化財保護地域センター、国立図書館や公文書館、さらにはバイトルヒクマやアッバース宮殿などの歴史的なモニュメントでも、略奪行為や公共物の破壊行為の激しさは果てしないものでした。いま、私たちすべてが結集するよう求められているのです。

文化遺産保護を目的とするその他の団体は、何ができるのでしょうか。私たちはまったく無力なのでしょうか。もっと想像力を働かせて、無残に奪われる人の命だけでなく、文化遺産としての価値がある無数の宝物も、これ以上紛争による罪なき犠牲者とならないよう保証する勇氣を持つことができるのでしょうか。

紛争が始まる以前から、ユネスコはすでに警告を発し、協力機関であるICOMOS、インターポール、ICOM、世界税関機構、ならびに国際的美術品市場の代表者たち、さらにはイラクに隣接しているユネスコ加盟国の国内当局とともに、文化財の密売を防ぐための広範囲なキャンペーンを準備してきました。そして、紛争終結前の4月4日に、ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は、「人命が失われていることを遺憾に思う」とし、「ユネスコはその権限の下に責任を果たす体制をすでに整えている」と発表しました。このような準備作業のおかげで、私どもユネスコ機関はイラク問題に関するもっとも優れた世界的権威らとともに4月17日に情報交換協力会議を開催することができました。この会議は4月29日まで大英博物館（British Museum）で継続され、あらゆる利用可能な手段を講じて、これらの比類なき美術作品の消失を食い止めることを目指したインターポールの合同プロジェクトが立ち上げられることになったのです。

きわめて困難な状態にもかかわらず、私は2003年4月中旬と同年6月末の2回にわたって、イラクにおける考古学調査派遣団の責任者たちと、博物館ならびに図書館の分野のもっとも優れた専門家たちを伴って、与えられた使命を果たすことができました。緊急事態の発生時に、適切な保護手段を講じるのに必要なあらゆる情報を収集し、市民の大きな不安によっていまなお問題を抱えている国で、可能なかぎり博物館や遺跡の安全を担保することができました。バグダード博物館に関する最初の運用プロジェクトを立ち上げるための3回目の会議が、2003年8月に東京で開催されています。

ユネスコの努力は、その協力機関によって支えられてきましたが、今後もそのような後ろ盾が継続される必要があります。この点に関しては、アフガニスタンにおける復旧プロジェクトならびに復元プロジェクトがかなり進捗しており、ご尽力くださった協力機関のすべてに対して、私は深く感謝の意を表するものです。パリで本会議が開催され、技術会議がミュンヘンとローマで開催され、この国の文化遺産の保護に関する国際調整委員会を通じて、バーミヤンの主要な遺跡を保護していますが、残念なことに2体の巨大な仏像が永遠に消失してしまったことは、皆さまがご存じのとおりです。

対話のための手段としての遺産

文化遺産は、しばしばその国家や民族の象徴やアイデンティティーとしての価値が高いがゆえに、攻撃の対象となりやすいのですが、だからこそ紛争当事者同士を接

近させて和解させる手段、すなわち対話を再開し、共通の未来を建設するための出発点とせねばなりません。ユネスコの経験は、過去のいくつかの際立った例に依拠しています。そのなかで真っ先にあげることができるのが、アンコール遺跡の保護と開発に関する計画です。この計画は、社会的一体性を復活させ、クメール民族の文化的アイデンティティーを復権させ、文化観光や地域の人々の雇用機会に基づいた経済発展の推進を行うことを目的に掲げ、国家の象徴として文化遺産である遺跡の重要性を実証しております。

また、ボスニア・ヘルツェゴビナにおけるユネスコの計画は、基本的には民族社会による遺産の再所有化に焦点をあてていました。これらは歴史上のある時期、それぞれを代表していた共通の遺産でしたが、当時は紛争状態でした。ボスニアのイスラム教社会とキリスト教社会をむすぶ架け橋として名高いモスタルのオールド・ブリッジは1993年に過激派組織によって破壊されたが、国際協力を得て再建されました。これについては後ほどスライドでご紹介したいと思います。

おわりに

最後に、いくつかまとめさせていただきます。武力闘争や自然災害が頻発するなかで、文化遺産は特にその本質的脆弱性と、計り知れないほどに大きな象徴としての価値によって危機にさらされています。相互間における文化条約の強化を実現化する過程で、ユネスコは文化を保護するために国際社会とともに手を携えて活動しています。文化遺産の密売買や破壊を防止するために、当機関は国内の関係者および国際の関係者間における協力関係をさらに強固なものとし、ネットワークを強化するための調整役兼促進役として活動を行っています。

このような派遣団の出勤によって、アフガニスタン、イラク、エジプト、リビア、シリアならびにイエメンで、内戦や武力衝突が発生した時期に緊急時活動を主導することが可能となりました。危機の発生時に生じる遺産の喪失は、過ぎ去った時代の姿に対する物質的証明である記憶、さらには社会的および経済的健全性を担保するための貴重な資源で結ばれた共同体を崩壊させる可能性があります。ユネスコは紛争を抑止し、平和の構築、復興および和解を促進するのに役立つ積極的な求心力として、遺産の力を活用することを目指しております。

社会的一体性の構築における強力な文化の役割を認識し、和解と平和に貢献している国連安全保障理事会は、マリ情勢に関する「決議 2100号」およびシリア情勢に



図1 1991年5月24日、レバノン、ベイルート

関する「決議 2139号」で、文化遺産と文化の多様性を保護するよう要請しています。人道主義的事業、復興事業および和解事業に文化をとりこむことで、どのようにしたら文化遺産の保護がより広範囲に及ぶ国連の危機対応に効果的に貢献しうるかについて、果敢に定義する新たな機会が得られるでしょう。

シリアの文化遺産保護に関する共同アピールで、国連事務総長の潘基文氏、ユネスコ事務局長イリーナ・ボコヴァ氏、ならびに当時のユネスコおよび国連アラブ連盟シリア担当合同特別代表であるラクダル・ブラヒム氏は、この重要な作業と計り知れない意味合いについて、次のように力説しております。

「過去の遺産を破壊する行為は、価値ある遺産を将来の世代から奪う行為であり、憎しみや絶望感をさらに深め、和解を促すあらゆる試みを弱体化させてしまう。いままさに、破壊行為をやめさせ、平和を築き上げ、私たちの共同遺産を守るときにあるのだ」。

以上、ユネスコ世界遺産アラブ地域センター所長、ムニール・ブシュナキ氏に成り代わり、同氏の原稿を代読させていただきました。

写真でみる文化遺産破壊の状況

次に、最新のものを含むスライドを連続的にみていただきます。

図1は、だいぶさかのぼりますが、1991年5月24日



図2 1994年、レバノン、ベイルートの市街中心部



図3 1991年5月、ベイルートのユネスコ調査団



図4 1991年5月のベイルート、レバノン国立博物館

のレバノン、ベイルートです。この頃、私（代読者）もここへいきましたが、建物という建物が廃虚化していました。特にベイルート市内の、キリスト教徒とイスラム教徒が住む地域の真ん中では、両派がさんざん撃ちあったため弾痕だらけの建物がどこにでもありました。図2もベイルートのセントラルの地域です。この後新たな街に生まれ変わったものの、こんどはイスラエルにふたたび破壊されるという歴史をたどっています。

図3は1991年5月のベイルートの博物館の入り口で

す。ユネスコ派遣団が写っています。入り口も無残な状態ですが、内部もひどい状態でした。図4は、はいつたところで、すべて銃弾が当たった痕跡です。この写真には壊れたローマ時代の石棺がみられます。このような内部が、1998年には修復をおえてきれいによみがえりました(図5)。



図5 1998年、修復を終え再オープンしたベイルートの国立博物館

話がかわります。ボスニア・ヘルツェゴビナのモスタル市にあるスターリ橋がどのようなものか私(代読者)も不勉強でよく知りませんでした。モスタル市にあるオスマン朝時代に造られた立派な石橋で、1993年11月の内線で過激派の攻撃により破壊されました(図6)。図7の中央にいる人がブシュナキさんで、これは1994



図8 破壊された橋にかわる「仮橋」
1994年のユネスコ調査団撮影

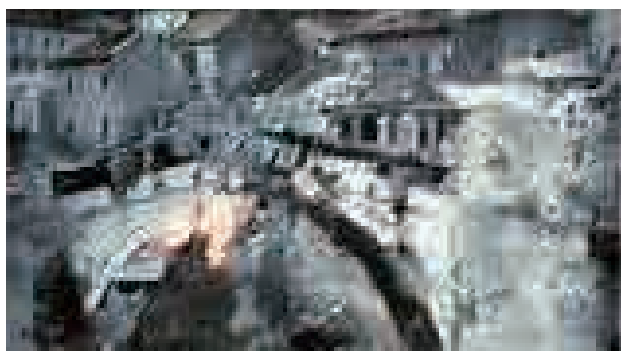


図6 ボスニア・ヘルツェゴビナ、モスタル市にあるスターリ橋
1993年11月、内戦により破壊された



図9 「仮橋」の全景
下をネレトヴァ川が流れる。東側にはイスラム教徒、西側にはカトリック教徒が住んでいる



図7 1994年3月、サラエボに到着したユネスコ(欧州)の派遣団



図10 スターリ橋は2004年に修復が終わり、2005年に世界遺産リストに登録された

年3月にユネスコからサラエボに派遣された調査団の一行です。当時、橋がないと非常に不便なのでこのような仮橋をつくって日常用に利用していました(図8)。下をネレトヴァ川が流れ、東側にはイスラム教徒、西側にはカトリック教徒が住んでいます(図9)。異質の世界が橋で結ばれていたのです。この後、2004年にスターリ橋の修復は完了し、もともとの姿に戻り(図10)、2005年には世界遺産リストに登録されました。

図11は、ありし日のアフガニスタン、バーミヤーンの西大仏です。これが破壊されたときの衝撃的な画像が



図11 ありし日のアフガニスタン、バーミヤーンの西大仏



図12 左：破壊前、右：破壊後

図12です。破壊されて姿がみえなくなった西大仏の下に瓦礫が堆積しています(図13)。この堆積した瓦礫の処理法について、その後いろいろな議論が巻き起こり、重機を使って瓦礫を取り除きました(図14)。

図15は、大仏がいなくなったバーミヤン溪谷の写真です。西大仏の右手のほうに東大仏がありました。

図16の左がブシュナキさんで、ハミド・カルザイ大統領と会談をしている場面です。

図17は2003年5月のイラク子ども博物館の正門に置



図13 破壊されたアフガニスタン、バーミヤーンの西大仏



図14 破壊された大仏像の破片を重機を用いて回収

かれた米軍戦車です。物騒なものが子ども博物館に置かれたのです。図18は、2003年5月にコルドーネ駐イラクユネスコ文化担当大使がイラク考古総局を訪問して幹部と面会しているところです。握手の相手はイラク博物館館長のナワラ・ムタワリさんで、図19は、彼がアメリカ駐留軍の兵士たちを伴って博物館の収蔵庫にはいっ

たときの様子です。

イラク博物館では、イラクの北部にある都市遺跡ハトラで出土した大理石の彫像が粉々にされました(図20)。図21は、バグダードのイラク博物館の展示風景で、破壊前の本来の姿です。図22は2003年5月16日のバグダードの国立図書館の中庭の様子で、そこにあった彫像



図15 大仏破壊後のバーミヤーン渓谷



図18 2003年5月、コルドーネ駐イラクユネスコ文化担当大使、イラク考古総局幹部と面会



図16 アフガニスタン共和国大統領ハミド・カルザイ氏との会談



図19 イラク博物館館長ナワラ・ムタワリ女史、米駐留軍兵士たちと、博物館収蔵庫を視察



図17 2003年5月、イラク子ども博物館正門に置かれた米軍戦車



図20 2003年5月のイラク博物館：破碎されたハトラ出土の石彫

が粉々にされました。図23は、同じ時期の国立図書館内部です。滅茶苦茶な状態です。金目のものを盗ろうとしたというより、とにかく破壊するという意図が感じられます。

場所がかわります。さきほど申したようにバイルートの町のなかは修理され、完全にきれいになっていましたが、その後2006年9月にイスラエルが空爆を行いました。その空爆後、レバノン文化遺産を調査するためユネスコ調査団が派遣されました。図24はイスラエルにより近い南の町スール（古代のティロス）です。アレクサンドロス大王が攻め落とした島の部分ではないかと思えます。図24をみるかぎり被害はそれほどでもないと思

われますが、かつてはもっと美しい状態であったように覚えております。

2012年7月、アフリカのマリにあるトンブクトウの聖者の霊廟が、イスラム過激派により破壊されました（図25）。イスラム聖者崇拝は広範囲に広がり、各地にその霊廟が見られます。その一つが壊され、穴を開けられた状態です。

図26は、アフマド・バーバーさんの名前を冠したマリ国立の古文書保存機関、アハマド・バーバー・センターで、攻撃の被害を受け、本が散らばっています。その上を歩いているのはどうなのかと思ってしまう。

2013年にユネスコはマリの文化遺産復興の決定をしましたが、そのことを報じているユネスコのホームページ



図21 イラク、バグダード、イラク博物館



図22 2003年5月16日のバグダード、国立図書館



図23 2003年5月のバグダード、国立図書館

ジが図27です。

また東へ戻ります。図28はイラク南部の古代シュメール都市ウンマ（現代名はテル・ジョハ）の盗掘の痕跡です。これまで、少なくとも大規模で正式な発掘は行われていないようで、名前だけが有名なところですが、ご覧のように盗掘がひどい状態です。このウンマ出土の遺物を実際に私もみたことがあります。そのような遺物がたくさんあることから、盗掘は長年にわたるものであることがわかります。



図24 2006年9月、イスラエルによる空爆後のレバノン文化遺産を調査するユネスコ調査団



図25 2012年7月、イスラム過激派によって破壊されたマリ、トンブクトゥの聖者廟



図26 攻撃の被害を受けたマリの古文書保存機関：アハマド・バーバー・センター

図29のねじり棒のような塔は、イラク、サマッラの聖なる螺旋ミナレットです。図30は、ユネスコの指導で緊急修復が実施されたイラク、サマッラのアル＝アスカリー聖寺院です。

図31は、パルティア時代の対ローマ軍事都市であり、かつ隊商都市として名高いオアシス都市ハトラです。破壊前のきれいな風景です。

今度はチュニジアです。ニュースで報じられましたが、2015年3月18日、チュニスのバルド国立博物館に外国人観光客が、銃で武装した2人組の男に襲われたため、特殊部隊が駆けつけました（図32）。図33は観光客が逃げ場を失い、博物館内部に逃げ込んで難を逃れている様子です。外をみると犠牲者のおびただしい血痕があり（図34）、大規模はテロであったことを物語っています。

図35はお隣のリビアです。重機を使って大々的に何を壊しているのでしょうか。大きな墳墓ではないかと思っています。図36の四角の箱のようなものは、おそらくギリシャかローマの石棺だと思います。遺体を納め、上に石の蓋をして漆喰で固めるという、当時よくある埋葬法です。

図37は落書きで汚損された岩壁画です。リビアは非常に大きな国で、西のアルジェリア、チュニジア国境近くには壁画で有名な場所がいくつかあり、そのうちのひとつ、世界文化遺産のタドラールト・アカークスの岩絵遺跡群です。いろいろな時代に、さまざまな絵が描かれました。なかには色がつけられた絵もありますが、この



図27 2013年1月30日、被害を受けたマリの文化遺産復興の決定を報じるユネスコHP



図28 イラク南部のシュメル都市ウンマ(テル・ル＝ジョハ遺跡)における盗掘の痕跡(2003年7月 ユネスコ派遣団撮影)



図31 パルティア時代の対ローマ軍事都市、隊商都市で名高いイラク、ハトラ



図29 イラク、サマッラの螺旋ミナレット



図32 2015年3月18日、チュニジア、チュニスのバルド国立博物館で外国人観光客が銃で武装した2人組に襲われた



図30 ユネスコの指導で緊急修理が実施されたイラク、サマッラのアル＝アスカリー聖寺院



図33 バルド国立博物館、展示場で難を逃れる観光客



図34 バルド国立博物館、惨事を物語る犠牲者の血痕

ように台無しにされてしまいました。

2015年3～4月、「イスラム国」と名乗るテロリストが、イラクのハトラで遺跡破壊を行いました(図38)。金づちか何かで壁面装飾を叩き落としています。図39は、大きなハンマーを使って壁柱頭を破壊しているところです。

図40は、イラク北部にあるモースル博物館で、彫刻作品を破壊している様子です。左下がありし日の姿で、アッシリア時代の彫刻でしょうか。また、14世紀に建設されたモースルの預言者ジルジスのモスクが「イスラ

ム国」によって破壊されました(図41)。図42も「イスラム国」により爆破されたイラク北部アッシリアの都の一つであるニムルド(古代名カルフ、聖書ではカラという名前)の王宮です。マックス・マロワンらをはじめとする、イギリスの研究者たちが調査した遺跡です。マロワン夫人アガサ・クリスティーがここに立っている写真を目にした方もいらっしゃるでしょう。この有名な遺跡も破壊されています。

図43は2015年5月20日のテロリストが占領する前のシリアの世界遺産、古代のオアシス都市国家パルミラ



図35 リビアにおける文化遺産の破壊



図36 破壊が進むリビア、キュレーネにおけるヘレニズム時代の墳墓



図37 落書で棄損された、リビア西部、世界文化遺産ドラールト・アカークスの岩絵遺跡群

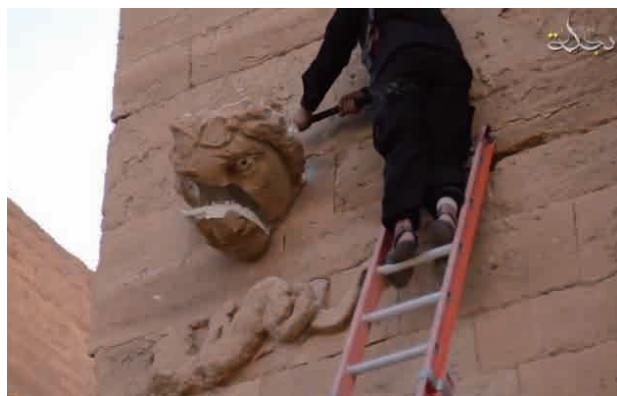


図38 2015年3～4月、Daesh(ダーイシュ＝「イラクとレバントのイスラム国」)のテロリストによるイラク、ハトラの遺跡破壊



図39 イラク、ハトラで破壊される彫刻群



図40 イラク、モースル博物館における彫刻作品の破壊

です。日本からの調査団も活動している美しい遺跡です。

図43では、崩落した多数の石材を使って修復していました。長い年月をかけて本当にきれいに整備されてきたのですが、破壊されました。ユネスコ事務総長は、「パルミラの破壊は人類にとって取り返しのつかない損失だ」述べています。そのとおりです。

パルミラには神殿が多数あり、なかでもパール・シャミン神殿とベル神殿は最もよく知られていましたが、いずれも2015年8月にISによる爆破が確認されました(図44、45)。図45はベル神殿の爆破前と爆破後の様



図41 「イスラム国」によって破壊された、モースル、預言者ジルジスのモスク(14世紀建立)



図42 Daeshにより爆破される、イラク北部、アッシリアの都ニムルドの「王宮」



図43 2015年5月20日にDaeshが占領する前の、シリアの世界遺産、古代のオアシス都市国家パルミラ

子です。破壊前のベル神殿では、方形の壁と柱廊で囲まれた神殿の中央に、やはり柱廊をめぐらせた巨大な本殿があり、そこには巨石の天井をもつ2つの聖所がありました。破壊前の写真ではこのプランがくっきりと見て取れるのに、その後の写真では不明瞭なものとなっているので、破壊されたことが明らかなです。

図46はシリア政府考古・博物館総局によって回収されたパルミラの墓出土の死者の肖像です。パルミラには地下式墓、塔墓などさまざまな墓があり、一つの墓に多数の遺体が納められています。遺体を収めた館を壁の龕に入れ、死者の肖像と名前、時には年号などが刻まれたこのような石板で蓋をしています。回収された肖像はほんのわずかです。ほかのものはどこかで壊されたか、売り払われたと思われます。

全世界の文化的遺産を保存せよとの指示を受けた国連



図44 2015年8月、シリア、パルミラのパール・シャミン神殿は爆破された



図45 パルミラ、ベル神殿破壊前(上)と破壊後(下)の衛星写真

の担当機関は、イラクの考古学的遺産ニムルドの破壊を強く非難し、このような「罪深い混乱」はイラク国民に対するもう一つの攻撃であると遺憾の意を表しました。

また、「この国においては、文化的粛清から逃れることのできるものは何一つない。それは人間の生命、少数派を標的とするもので、人類が古代に作り出した作品を組織的に破壊するのが特徴である」とユネスコ事務局長のイリーナ・ボコヴァ女史は、2015年3月6日発出の声明で述べています。「我々は声を上げずにはいられない。

文化遺産の故意の破壊は戦争犯罪に等しい」と彼女は述べ、すべての政治的および宗教的指導者たちに対して、立ち上がって、すべての者に「人類の文化的遺産を破壊することは、政治的にも宗教的にも絶対に正当化されない」と告げるように呼びかけています。

図47は、ブルガリア出身のユネスコ事務局長ボコヴァさんと、国連事務総長の潘基文さんが、「攻撃は『戦争犯罪』と、イラクにおける文化遺産の破壊を非難しているところです。ボコヴァ女史は、「文化をもって



図46 シリア政府考古・博物館総局によって回収されたパルミラの墓出土の死者の肖像



図49 2015年5月、イエメン、サヌアの空爆



図47 左：ボコヴァ・ユネスコ事務局長、右：潘基文国連事務総長
「攻撃は『戦争犯罪』、イラクにおける文化遺産の破壊を強く非難



図50 2015年5月、イエメン、サヌアの空爆



図48 ボコヴァ・ユネスコ事務局長



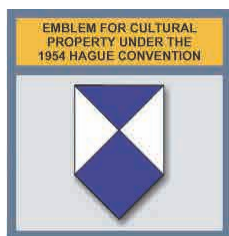
図51 イエメン南部、タイズにあるカラート・ル＝カヒーラの空爆（2015年5月23日）

文化を破壊するというこの犯罪的な攻撃に、我々は反撃しなければならない」と述べ、「国際司法裁判所検事兼国連安保理議長」に対して注意を呼びかけました。「国際社会全体が、イラクの政府と国民と連帯して、この惨状に終止符を打つという、この努力に参加すべきである」と。

安保理は、憲章第7章の定めるところにより、アル＝カーイダと関係のあるグループとの交渉はしないという国連決議2199号（2015年2月）を満場一致で可決し、さらなる制裁を検討しています。安保理、加盟国が、イラクとシリアのテロリスト・グループが、石油、古代遺物、人質の売買によって利益を得たり、寄付を受け取ることを阻止するために、新たな段階に進むべきだと強調しました。つまり、当理事会は、「イラクとレバントのイスラム国（ISIL。Daeshとも）」、「アル＝ウストラ戦線」、その他のアル＝カーイダと関係をもつ組織は、1267号（1999年）および1989号決議（2011年）に基づき、いかなる交渉もすべきでないと決定し、これらの諸決議に基づいて定められた制裁を行うために、さらなる可能な手立てを講じることを示唆しました。図48は2015年5月14日、遺産のための連帯を目指すカイロ会議でのボコヴァ事務局長です。

- ・武力紛争の際の文化財保護のためのユネスコ条約（1954年5月14日ハーグで採択）
- ・文化財の違法な輸出入と所有権の譲渡を禁止するユネスコ条約（1970年、パリで採択）
- ・ハーグ条約第2議定書（1999年3月26日、ハーグで採択）
- ・文化遺産の意図的な破壊に関するユネスコ宣言（2003年10月17日）

図52 武力紛争下の文化財を保護するための国際条約



戦争や災害から文化財を保護するための国際的なシンボルマーク
1954年 ハーグ条約で策定（武力攻撃の対象としない）
1996年 自然災害も対象とする。NGO「ブルーシールド国際委員会（ICBS）」
現在23か国で国内委員会

図53 ブルーシールド

図49、50は、アラビア半島の西南の角にあるイエメン、サヌアの空爆です。サヌアはかつての北イエメンの中心的な都市で、そこをアラブの一部の国が空爆を行っている風景です。図51はイエメンの南にある城の空爆です。

ユネスコ憲章前文（1945年11月16日）には、「この憲章の当事国政府は国民にかわって次のとおり宣言する。戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因であり、この疑惑と不信の為に、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争になった」とあります。

図52は、しばしばでてきましたが、武力紛争の際の文化財保護のための条約です。これについては香西先生から詳しくお話があるかと思いますが、戦後1954年5月14日にハーグで「武力紛争の際の文化財保護のためのユネスコ条約」（ハーグ条約）が策定され、次に70年のパリで「文化財の違法な輸出入と所有権の譲渡を禁止するユネスコ条約」が採択されました。さきほど述べましたように、ハーグ条約は戦時下のことに限定されるなど不足点が目だってきたため、『ハーグ条約第二議定書』が1999年3月26日に採択され、2003年10月17日には、『文化遺産の意図的な破壊に関するユネスコ宣言』が採択されました。

図53は1954年のハーグ会議で採択された、戦争による破壊対象、攻撃対象にしないための目印「ブルーシールド」のシンボルマークです。現在は23か国が加盟していますが、日本はまだ批准していません。

これでお預かりしたブシュナキさんの原稿全てを代読させていただきました。理解を助けるため、一部説明を補足させていただきました。どうもありがとうございました（代読者）。



武力紛争の際の 文化財の国際的保護

香西 茂

京都大学 名誉教授



24

危機の中の文化遺産



京都大学（旧制）法学部卒業。京都大学助手、助教授を経て、1953年より京都大学教授。1993年に京都大学法学博士号を取得。1977年、外務省委託により国連PKO調査のため北欧諸国に出張する。その他、内閣総理大臣諮問機関「国際協力に関する懇談会」委員、日本国際法学会理事長、「世界法学会」理事長、日本学術会議会員などを歴任する。現在は国際法協会（International Law Association, London）「文化遺産法委員会」委員、日本国際連合協会理事などを務める。京都大学名誉教授。

私の専門は国際法ですが、皆さんにお見せする映像はとくにございません。この旨をあらかじめお断りしておきます。

戦争から文化財をいかにして守るか

この命題は、人類が取り組んできた共通の問題で、長い歴史があります。文化財の被害は、地震などの自然現象にとどまらず、戦争や略奪といった人為的な行為によって生じることはご承知のとおりです。世界各地の武力紛争で文化財が失われた事例には事欠きません。文化遺産は「戦争の物言わぬ犠牲者である」と誰かがいっていましたが、まさにそのとおりと思います。戦争の際に、文化財を災害から守る交戦者の義務については、いろいろな人の記述があります。18世紀半ばの国際法学者の著作のなかに、すでにそのような記述がみられます。特に有名なのはエメール・ドゥ・ヴァッテル（Vattel）です。ヴァッテルはスイスの外交官であると同時に、国際法学者としても著名でしたが、「敵の都市を包囲し、または砲撃する際、教会や公共建築物、芸術的な記念碑といった、本来戦争の目的に使われない建物を破壊するような行為は、戦争遂行に必要、やむを得ない場合を除いて、原則としてやってはならない」と記述しています。

同様のことが、19世紀の『ハーグ陸戦法規』でも言及されています。さらに、アメリカ合衆国が周囲の諸国とのあいだで結んだ“Roerich Pact”でも同じような言及があります。これは当時の国際慣習法を反映したものといえましょう。

20世紀にはいると、第1次世界大戦を経て創立された国際連盟のもとで、戦時における文化財保護に関する条約案の起草準備が進められ、1938年、国際連盟のもとで『戦時における歴史的建造物と芸術作品の保護に関する条約草案』がつくられ、それを最終的に条約化するため、ハーグ外交会議の開催が決定されましたが、折悪く第2次世界大戦の勃発により実現をみませんでした。

第2次世界大戦中に破壊された歴史的建造物や、略奪され国外に持ち出された美術品の数は、前大戦を凌駕しました。そこで、文化財保護体制が無力であったことへの反省から、大戦直後に設立された国際連合の専門機関となった「ユネスコ（UNESCO）」が、国際連盟のもとで挫折した条約化の事業を引き継ぐことになりました。ユネスコの努力の結果、国際連盟時代に実現をみなかった仮草案を下敷きとした新しい草案が、1949年、ユネスコ総会に提出され、その成果として1954年5月14日、『武力紛争の際の文化財保護に関するハーグ条約』およ

び、その『実施規則』と『同条約の議定書』の3文書が採択されました。このうち『同条約の議定書』では、「武力紛争の際に占領地域から文化財が流出することを防ぐため、占領地域からの輸出を禁止し、もし流出したときは武力紛争が終了した後これを返還しなければならない」と謳っています。

1954年『ハーグ条約』

1954年の『ハーグ条約』には4つの特徴があります。第1は、条約の適用範囲を国家間の紛争だけではなく、国家の内戦 (civil war)、つまり締約国の領土内で生じた「国際的な性格を持たない紛争」にも適用するということです (19条)。その適用範囲が国家の内戦にも拡大したのは、宗教や文化をめぐる国内紛争が多発する国際社会の現状を踏まえたものです。

第2の特徴は、保護の対象となる文化財の定義として、3つのカテゴリーを設けたことです。第1種は、動産や不動産です。たとえば、考古学的な遺跡や建物といった不動産や、美術品などの動産です。第2種は、文化財を収納、展示する博物館や図書館など、いわゆる「ミュージアム」と呼ばれる建造物です。第3種は、「文化財集中地区」と記されている centers containing monuments です。この3つカテゴリーが、保護の対象になる文化財として掲げられています。

第3の特徴は、文化財の保護に関するもので、「保全義務」と「尊重義務」の2種に分けて、それぞれの義務内容を詳しく定めていることです (3条)。このうち、日本語で聞いてもわかりにくのですが、「保全」の原文は safeguard です。自国内にある文化財に対し、有事に備えて平素から適切な処置をとる義務です。もう一つの「尊重義務」の原語は、respect です。これは、他の国の文化財を保護するために負う義務です。

最後の特徴は、どの程度の保護をすればよいということに関するものです。これは一律ではなく、一般の保護と、特別保護 (special protection) の2種を定めています。当然、後者の義務のほうが程度は重くなります。この特別保護には、「特殊標章」と訳される distinctive emblem が付けられます。これは「ブルーシールド」、青い盾ということです (図1)。上に青色の三角、下に青色の四角がある盾の形をした標章です。なぜ青色かということはいくつもありませんが、たぶん赤い十字 (Red Cross) の国際赤十字からヒントを得て、それと区別するために青色が採用されたのだろーと思えます。このブルーシールドの表示により、国際管理のもと

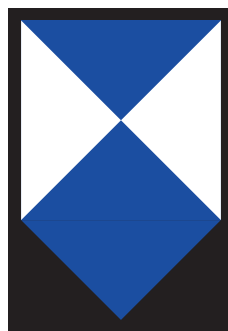


図1 文化財保護の特殊標章
「ブルーシールド」

で手厚い保護を享有することになります。ただし、この特別保護の待遇を受けるためには、事前登録が必要となるため、せっかくの新制度も、これまで十分に活用されてこなかったといえます。

たとえば、1991年に始まった旧ユーゴスラビア紛争でみられた重要文化財の破壊を目にして、ハーグ条約の実効性への疑念が生じました。せっかくのブルーシールドの標識という制度が、なかなかうまく活用されないという問題が残りました。

ユーゴスラビアの解体に伴い、クロアチアとセルビアのあいだで戦争が行われました。皆さんは、ドゥブロヴニク (Dubrovnik) という場所をご存じでしょうか。「アドリア海の真珠」と呼ばれ、海岸にせりだした美しい街です。そのドゥブロヴニク旧市街が戦争中包囲され、重要な遺産が次々に破壊され損害を被りました。それを機に、ドゥブロヴニクはユネスコの「危機遺産」のリストに登録され、保護されることになったのです。

1999年『第二議定書』

このように、1954年のハーグ条約がいろいろな問題や欠陥を含んでいるという反省を踏まえ、ユネスコはその見直しにとりかかり、その結果、1999年にハーグ条約の『第二議定書』を採択しました。この議定書の特徴は、条約の実効性を高め、特定の文化財の保護改善のために、「強化された保護 (enhanced protection)」という制度を確立することでした。1954年の条約には「特別保護 (special protection)」という制度がありましたが、この制度がほとんど活用されなかったため、それを改善し、補完するものとして新たな「強化された保護の制度」を導入しました。この後者の制度が重視された背景には、その頃になると、すでに該当文化財の所在地国において重要文化財の指定や保護の面で、立法・行政面での措置を講じる体制が整ってきたという実績があります。

この『第二議定書』で強化された保護の内容は、該当

文化財に対する不可侵 (immunity) の尊重です。これには2つの義務が課せられています。第1は、文化財を攻撃の対象にしないこと、第2は、文化財とその周辺を軍事行動のための基地として利用しないことです。これによって、保護を一層強化し、個人の刑事責任や国際援助の枠組みなどについても規定を設けました。以上が1999年の『第二議定書』の内容です。

『ハーグ条約』への日本の対応

このようにみますと、1954年と1999年に2つの条約が設けられましたが、それへの日本の加盟が非常に遅れ、半世紀ほど経過した2007年にやっと実現しました。なぜ、日本の加盟が半世紀近くも遅れたのでしょうか。

1954年の『ハーグ条約』8条では、「放送局や幹線道路など軍事目標となり得る施設と文化財のあいだに、十分な距離を確保しなければならない」という規定があります。つまり、文化財と軍事目標の両者をはっきり区別できるような状況を作らねばならないという条項があったのですが、どのくらいの距離を置いたらよいか、明確には記述されていません。例えば、京都や奈良など文化財が密集している地区では、文化財の近くに鉄道の駅や幹線道路、放送局などが多く、軍事目標となり得る施設が接近しています。したがって、その条件を満たすことはできません。これが日本にとって加盟の障害になったのです。

しかし、1999年に採択された『第二議定書』では、「十分な距離を確保しなければならない」という条件が緩和されました。これにより、日本が条約を批准する道が開かれたのです。そこで、日本は2007年にこれら2つの条約を批准し、国内法として『武力紛争の際の文化財保護に関する法律』を成立させるに至りました。

ただし、この条約に対しては、必ずしも加盟に賛成しないほかの動きもありました。日本国憲法との関係で、日本がこの2つの条約に加盟することは難しいのではないかという主張です。「平和憲法のもとに戦争放棄を掲げる日本が、戦争状態を想定したような条約に加盟することはいかなものか」といった慎重論が、根強くあったのです。

しかし、この慎重論には説得力があまりないように思われます。日本はすでに国連に加盟しており、『国連憲章』も批准しました。『国連憲章』第7章にも戦争を前提とした規定があります。戦争状態を想定している『国連憲章』への加盟にはなんら抵抗がありませんでした。ま

た、国連加盟国としてPKOという「平和維持活動」にも日本は積極的に参加し、実績もあげています。PKOについてみても、アナン前事務総長のもとで策定された告示『国連軍による国際人道法の遵守』が注目されます。この内容を読むと、告示にはハーグ条約や第二議定書が引用され、「諸条約の諸原則に従って行動するべきである」といったことが書かれているのです。

おわりに

最後に、国際テロリズムについて、一言触れておきたいと思います。以上に概観しましたように、文化財の保護に関する国際社会の動きは、国連の専門機関であるユネスコを中心に推進されてきました。ユネスコの主要な役割は、保護すべき文化財の定義付け、つまり、どのような文化財を保護の対象にするべきかといったことです。それと、保全措置です。どんな種類の保全措置を施すべきであるかということです。ところが最近、国際社会はイスラム過激派による文化財の破壊という、厳しい現実と直面し、いまその対応に追われています。

2001年の米国同時多発テロによって始まったアフガン戦争に際して、いわゆるイスラム原理主義者であるタリバンの攻撃によって、パーミヤンの遺跡が破壊されました。さらに最近では、シリアの内戦で、2015年、いわゆる「イスラム国 (IS)」がパルミラに侵攻し、世界遺産に登録された古代都市にある神殿が爆破されるという痛ましい事件が起こりました。どちらの場合もイスラム教の極端な解釈により、「コーランによれば異教の偶像崇拜は認めない」ということで正当化されているようです。これに対し、国連総会は全会一致で破壊の中止を求める決議を採択しましたが、果たせませんでした。

こうした状況をみますと、彼らのような一種の「確信犯」であるイスラム過激派に対応しなければならないという非常に困難な問題があります。このような問題に対して、国連総会や、安全保障理事会が、平和と安全の維持という機能を分担しておりますので、両者の機能に期待しなければなりません。ちなみに、安全保障理事会の決議によると、タリバンや「イスラム国」は、米国同時多発テロのアルカイダと同根の、それと密接な関係のあるテロリスト集団と認定されています。

大変おわかりにくいと思いますが、これで私の話を終わります。ご清聴ありがとうございました。



JCIC-Heritage

考古学のフィールドから 見た文化遺産保護の あり方について

西秋良宏

東京大学総合研究博物館 教授



1983年東京大学文学部考古学専修課程卒業、同大学院修士課程・博士課程を経て1992年英国ロンドン大学大学院博士課程修了(Ph.D)。日本学術振興会特別研究員、東海大学文学部講師などを経て東京大学総合研究博物館助教授、2006年より同教授。先史考古学専攻。

考古学は文化財の保護活動と大変密接に関係しているということ、そして、考古学者の活動を文化財保護に効果的に活かすには何が必要なのか。この二つについてお話しさせていただきます。

このシンポジウムはシリアの現状についての講演から始まりましたが、**図1**は、1984年に私がシリアに初めて発掘調査に連れて行っていただいたときの写真です。パルミラ遺跡のすぐ脇にあるドゥアラという旧石器洞窟です。そこで3か月発掘しました。そのときの現地パートナーであったパルミラ博物館、アサド館長が写っています(左端)。先般、パルミラでお亡くなり、私どももお悔やみ申し上げている次第です。さて、シリアの話はこれだけで、あとはもっぱら最近調査をしているアゼルバイジャンの話をさせていただきます。

文化遺産と考古学

まず、考古学者は文化財をどのようにみているのか検討します。文化財の重要さは日本の皆さんは理解されていると思います。ご承知のように日本には『文化財保護法』があり、そのなかで、「文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである……」と定義されています。人の文化は累積的に発展していきますから、文化財はその基礎をなすものということです。

一方、海外の文化遺産は「わが国の歴史、文化」と直接関係するものではありません。ではなぜ日本人にとっても重要なのかといえば、人類共通の歴史、文化を示す貴重な財産だからということになります。ですので、協力してその保護に当たろうというわけです。『海外の文化遺産の保護に関する法律』は、このコンソーシアムができたときに策定されたものですが、そのなかにも「文化遺産国際協力は、文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に取り組むことにより、我が国が国際社会において主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われる……」とあります。

しかし、どんなに文化財が貴重なものだといっても、壊す人がいます。また何もかもを保存することもできません。そもそも、どんな文化財を残し、どれを記録保存にとどめるのか。“貴重な”先人の遺産や知恵を保存して後世に役立てるのだと、どんなに声高く叫んでみても

時に紛失や毀損は起こります。人為的な破壊をくいとめるには、社会に対する十分な説明が必須です。その原理は何なのでしょう。

このことに関しては、いまから100年以上前に、『文化財保護法』の前身となる『古社寺保存法』で既に答えの一つが示されています。「歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範」として残すとしています。つまり、文化財は時代を示す標本として残すのだということなのでしょう。私にとって非常にわかりやすい説明です。これにもとづけば、個々の標本が当時の時代の標本としてふさわしいかどうかを判断するには、考古学的研究が必要だというロジックがでてきます。たとえば、今ここにある紙コップは文化財とはいえませんが、100年、1,000年たったら、同じようなコップの数は減っていくはずです。そうなったら、そのうちのいくつかを標本として残すことになるでしょう。そういった標本としての価値を判断する元となるのが、考古学研究ということになります。私たちの考古学的研究は物証そのものの研究なのですから、文化財保存の活動そのものの重要な一翼をになっていると認識しています。

考古学の調査を行うと現地で何が起こるのか —アゼルバイジャンの事例—

さて、今日お話しするアゼルバイジャンは、イランの北に接し、トルコの東に位置します(図2)。アラブではありませんが、イスラムの国の一つです。旧ソビエト諸国で民族紛争を抱える主な地域をインターネットで検索するといくつかできます。アゼルバイジャンもその一つです。特に1991年に独立した後、隣国との紛争が2000年代半ばまで続き、大変悲惨なことが起こりまし

た。お隣のアルメニアとのナゴルノ・カラバフ紛争です。さきほどシリアの悲惨な映像をたくさん拝見しましたが、アゼルバイジャンについてもインターネットで調べていただければたくさんできます。

ただし、紛争がひとまず落ち着いた2005年頃以降、アゼルバイジャンの事態は一変しました。急速な経済発展です。そのきっかけの一つは、2005年にカスピ海からヨーロッパへ抜ける石油パイプラインを通したことです。それ以降、なんと年間の経済成長率が20～30%と続きました。現在は落ち着いていますが、それでも産油国として、新たな国作りにもすごいエネルギーが感じられます。

文化財行政についても、一気に空白を取り戻す機運が高まっていると感じます。紛争のため、1990年代初頭から2000年代半ばまでの約15年間、文化財の保護活動、高等教育などに大きな空白ができたといえます。現在、この国で文化財の研究、運営にあたっている最前線の方々は40歳前後のみなさんで、ちょうど空白期に学生、大学院生時代を過ごした方々ということになります。そこで私たちも研究だけでなく、彼らの教育にも協力してほしいといわれていますので、できるだけ協力をするよう心がけている次第です。

発掘調査と考古学研究

さて、私たちはどんな興味を持ってアゼルバイジャンへいったのかというと、最古の農村文化がどのように北に拡散したかを調べるためです(図2)。もともと私たちは北シリアで農耕文化の起源を調べていました。シリアは世界最古の農耕発祥地の一つです。その農耕文化が北のコーカサス山脈に向けてどのように広がっていった



図1 1984年シリア調査の思い出、ドゥアラ洞窟

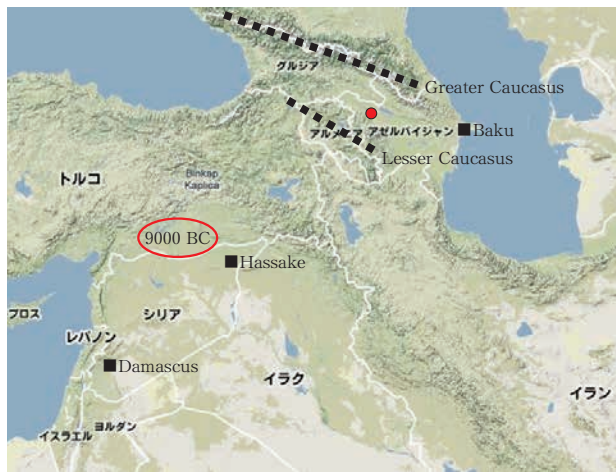


図2 シリアとアゼルバイジャン
最古の農耕文化はどのように北へ拡散したか



図3 アゼルバイジャン、ギョイテペ
アゼルバイジャンで既知最大級の新石器時代集落
直径145m、高さ8m



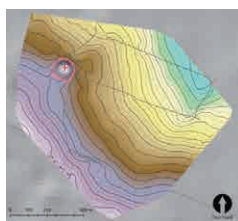
図4 ギョイテペ遺跡の発掘
20m × 50mの大規模発掘



図5 ギョイテペ遺跡の新石器時代建物



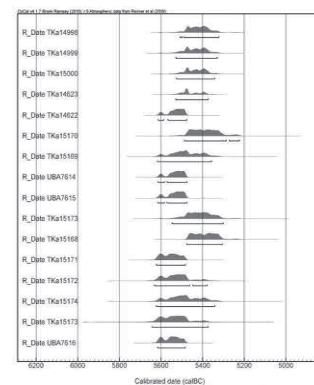
GIS 遺跡地図



測量



植物



年代測定



土器付着物



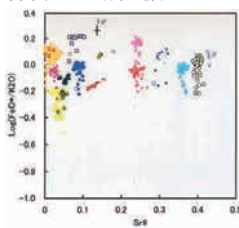
綿密な遺跡発掘



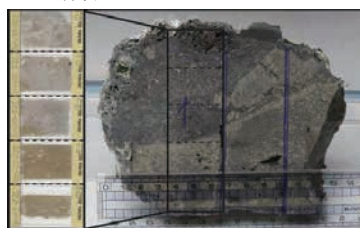
動物



石器使用痕



産地分析



地考古学



微化石

図6 日本隊の貢献

かに興味を持って、2008年からこの地域で調査にはいりました。

実際に行っている活動を、3つ紹介します。第1は、研究そのものです。図3にみえる丘は、アゼルバイジャンでわかっている最大級の新石器時代遺跡、ギョイテペです。直径が145メートル、高さが8メートルあります。この地域に農業がどのように広がって定着していったかを解明するため、この遺跡に20メートル×50メートルという大規模な発掘区をもうけて現地の方々と一緒に発掘しています(図4)。非常によく保存された建物遺構がたくさん見つかりました(図5)。日本人による発掘はものすごく細かいのに対し、彼らの現地の人々の発掘はものすごくダイナミックです。この2つの方法がマッチして大変よい成果があがっています。

ちなみに、現地に最新の教育が根付いていないということは、調査の記録をみてもわかります。例えば、遺構の平面図や層位断面図。彼らが作成した図面と、私たちが作成した図面は、まったく違います。正確さや情報量という点で、現地の方々の図面は現代考古学の水準ではありません。また、土器を調べるときに描いた図面でも、日本人が描く図は違います。技術的な特徴も細かく描き

ますし、その結果を定量的にあつかいますので、土器の層位的な変化も調べることができます。

というわけですので、私たちの参加はこの国の新石器時代遺跡に科学的なメスが初めてはいったことを意味します。さらに、アゼルバイジャンではできないような技術を使った科学的な分析も要請され、期待されています(図6)。年代測定はもちろん、土器や石器の組成・産地分析、動植物遺存体分析、石器の使用痕分析など、手がけた分析は多岐にわたります。

私どもは学術的な興味そのものでかかわっているのですが、現地の皆さんには非常に喜んでいただいていると思います。実際、この遺跡の発掘で、私たちのパートナーがアゼルバイジャンの遺跡発掘大賞をもらいました。画期的な調査ということで注目されているということです。

教育プログラム

第2の活動は、教育面での協力です。教育的なところが止まっているので何かやれることをやってもらえないかということで行ったプログラムがいくつかあります。現地での発掘中、アゼルバイジャン人の学生や若手研究者に発掘指導することはもちろんですが、公的なものとして二つご紹介いたします。一つは、旧ソ連から独立した国がアゼルバイジャンを含め十数か国でつくっている旧ソ連独立国家共同体が主催した考古学研修への参加です(図7)。これは、アゼルバイジャンがホストになり、ギョイテペで日本人と一緒に発掘する機会をもうけたものです(図8)。各国の若手文化財担当者が十数名参加し、我々にとってもよい交流の機会になりました。

また、もう一つは日本での研修です。アゼルバイジャンの若手の考古学研究者を日本に呼び、3週間ほどですが土器の描き方や遺跡公園計画立案などの研修を去年行いました。図9は、吉野ケ里遺跡で火起こし体験をして



図7 アゼルバイジャン現地研修参加者



図8 アゼルバイジャン現地研修の実際



図9 2014年の日本国内研修



図10 ギョイテペ遺跡公園計画ホームページ



図11 ギョイテペの建物群



図12 壁が1m以上の高さで残っている7500年前の家

いる様子です。

ちなみに、これらの研修は、日本側が資金をだして行う、よくあるパターンではなく、アゼルバイジャン側がすべての資金をだして行っています。私たちは講師として参加してるわけですので、負担はきわめて小さいものです。

ギョイテペ遺跡の公園化計画

第3は、遺跡の保存公開です。ホームページを作成し、ギョイテペ遺跡を保存して遺跡公園にする計画を進めています。推進しているのは図10で私と一緒に写っているF.キリエフ博士です。この遺跡は、アゼルバイジャンでも最古級、かつ最大級の初期農耕遺跡であり、建物の保存が大変よい遺跡です(図11)。高さ1メートル以上ある日干し煉瓦の壁が残っていますし(図12)、出入り口や、柱の穴も残っています(図13)。復元すると図

14のような感じで違う地層の建物がたくさん出土します。このように丸い建物が壁で連結されていて、おそらく、家族が住んでいたユニットが復元できる希少な遺跡なのです。

先の文化財保存のロジックでいえば、標本として抜群の価値があります。しかも、その類似施設がありません。これを保存する理由は十分だということです。うまく料理すればビジターにとって迫力のある面白い公園になると考えています。この遺跡は約8000年前のものですが、アゼルバイジャンの人たちにとっても、自分たちの文化の出発点という気持ちがあるようです。日本でいえば、静岡県の登呂遺跡。日本の稲作農耕の基盤をつくった弥生時代の残りのいい遺跡であったことから、第2次世界大戦直後に大々的な発掘が行われ保存されました。戦後復興の象徴の一つだったようです。まったく同じことがギョイテペで起こっているといえましょう。



出入り口



柱穴

図13 各種遺構

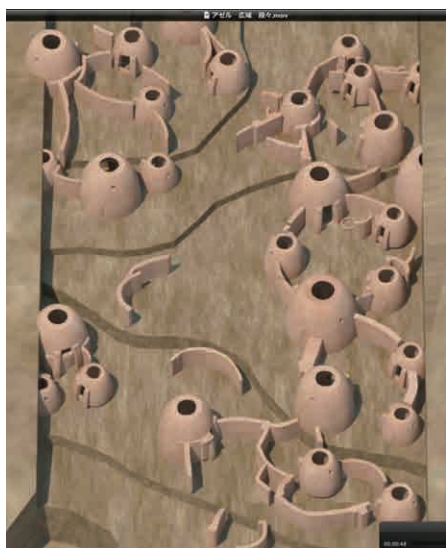


図14 建築の復元

現状では、遺跡の周囲に排水溝や道路、柵、玄関など周辺整備が進んでいます(図15)。ただし、本当にやりたいことには手がつけられていません。それは、発掘した区域に屋根をかけ、雨風を避けて保存をすることです。図16は、私どもの博物館の建築家に描いてもらった構想スケッチです。屋根のスロープをもととの丘のスロープにうまくあわせ、将来発掘区が広がっていけば

屋根がそのまま上下左右にどんどん広がっていくというプランです。なかなかよい案だと思っていたのですが、実際は図17のようになりそうです。それはトルコのイスタンブール大学の考古学者、オズドアン教授の案です。私どもはコンペに負けたわけではありませんが、軽くて丈夫な材料を現地で調達することができませんので、結局は木材で建設することになったというわけです。技術



図15 ギョイテペ遺跡の現状
現状では周辺整備がすすんでいる

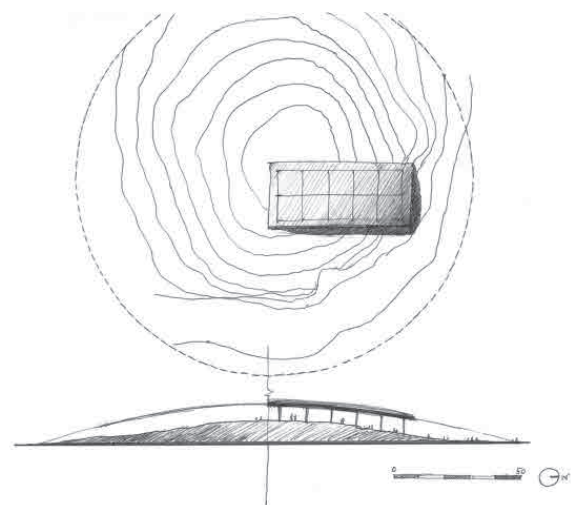


図16 遺跡公園にむけての試案(©松本文夫)

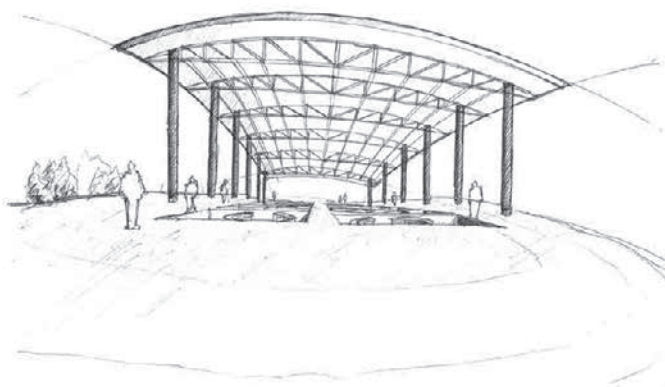


図17 遺跡公園にむけての現実的な案(©F.キリエフ)

的にもアゼルバイジャン国内でまかなうことは困難です。オズドアン教授は新石器時代研究の専門家で、すでにトルコで遺跡を保存して新石器時代村をつくった実績をお持ちです。そのときの業者や作業チームを呼び、同じやり方で制作していく方向で進んでいます。トルコとアゼルバイジャンは隣同士で、言葉もほとんど同じです。しかも、日本より安く実現できることから、今はイスタンブール大学のみなさんがはいつて公園化の準備をしています。併設の博物館もつくります。図18は、完成予想図のCGです。

国際協力のかたち

私ども考古学者は文化財、文化遺産の保護にどうかかわっていくべきでしょうか。保護活動を推進するためには、学術と運営の二つが不可欠ですが、私どもは圧倒的に学術に重きを置いています(図19)。大学の人間ですから当たり前です。遺跡公園化事業などの運営面は、現地のみなさんが担当しています。資金調達をふくめ非常にパワフルに進めておられます。この分担関係は大変うまくいっていると思っています。私どもは自分たちの学術的興味に従ってやれますし、かつ、その成果が現地にも還元されますからハッピーです。そもそも行政や運営

は現地の方々がやるべきものでしょう。継続性が求められるからです。日本人がいくらお膳立てをして協力しても、日本人がいなくなった途端、遺跡が草木に埋もれるような体制は最悪です。私どもの現状は理想的なように思います。現地の方々にも喜んでもらっているようで、毎年のように活動をマスメディアに取り上げていただいています(図20)。

こうした学術と運営のあり方はいくつかのタイプがあります。図21に、両者および現地国と私どもの力点の置き方の違いを分類した図を示しています。一番上は、私たちが取り組んでいるタイプです。その下は、その逆。三番目は現地と日本が対等の貢献をする場合。そして一番下は、相手国が何もしない、もしくはすべて日本に任せるというタイプです。

図の一番上は、考古学者にとって理想的な例です。研究が文化財保護に直結するのですから。二番目は運営が主なので日本の考古学者が手がけるべき案件ではないでしょう。その下の二つが問題です。研究だけやるのではなく、運営についても指導が必要なケースです。三番目が一番多いパターンかも知れません。しかし、紛争地域は経済的に貧困であることが多いですし、四番目のように全部おまかせパターンもあるかも知れません。



図18 遺跡公園に併設予定の博物館案(©F.キリエフ)

アゼルバイジャン、トプス地区遺跡群共同事業

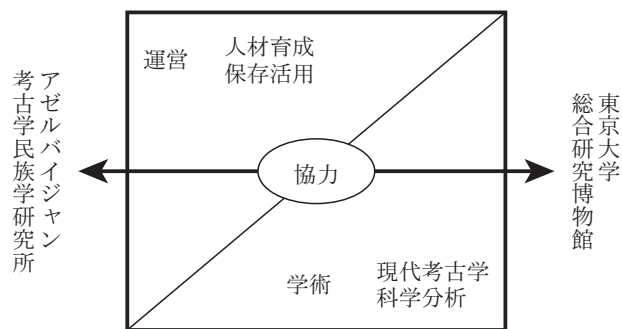


図19 アゼルバイジャン文化財保護にあたっての現状分析



図20 アゼルバイジャンにおける私どもの活動報道

これらにどう対応していくかがポイントだと感じています。

これまでの文化財国際支援をみていて、私が一番、感じることは、圧倒的に個人の力に頼っているということです。今日ここにおられる一般の方々は、日本の文化財協力や日本の技術協力といえば、何か、そのための専門組織や団体があって、そこがオートマチックに行っていると思われるかもしれませんが、実際は必ずしもそうではありません。少なくとも私がみるかぎり、研究者個人の努力に頼っている部分が大変大きいです。文化財国際協力がうまくいった例をあげてみれば、バーミヤンやアンコールワットなど、さきほど挨拶されたコンソーシアムの前田耕作先生や石澤良昭会長らが推進された例があります。個人的にパワーある指導者が自ら道を開いた場合のみが、うまくいっているというのが私の印象です。

現在の文化庁長官青柳正規先生は考古学者、研究者です。このような方であれば難題の多い国際文化財協力もうまくいくでしょう。学術もやるし組織、運営面での指導力もあります。そのような方が日本にどれくらいおられるか、私にはよくわかりません。そもそも考古学者にすべてを求めるべきとも思いません。学術と運営の難しいバランスに取り組んでいく上で、運営には運営を専門とする方がリーダーシップを発揮すべきなのではないでしょうか。現地国を日本人が支援するということは、現地国を支援する日本人を支援するということです。支援のやり方には、人的・資金的な面がまず焦点となるでしょうが、それに加えて、知的支援についても指摘したいと思います。過去の海外文化財保護支援の経験はどこに蓄積され、どのように、誰に継承されているのかという点について、私は疑問に思っています。

たとえば、本日の会場にはたくさんポスターが貼ってあります。日本の海外文化財保護に対する支援アピールです。額面どおりに受け取るとすれば、これだけの実績があるのでしたら、当然、支援結果についての分析や研究も蓄積されているはず。うまくいった例、そうではない例。あるいは日本と他国との支援の違いといったことの分析が蓄積され、このような場合には、こんな支援をするべきであるという行政、運営的なノウハウが、どこかにあるに違いありません。私を含め考古学者はどこに蓄積されているか知りません。また、もし、しっかり蓄積されているのならば、今回のように、シリアの文化財

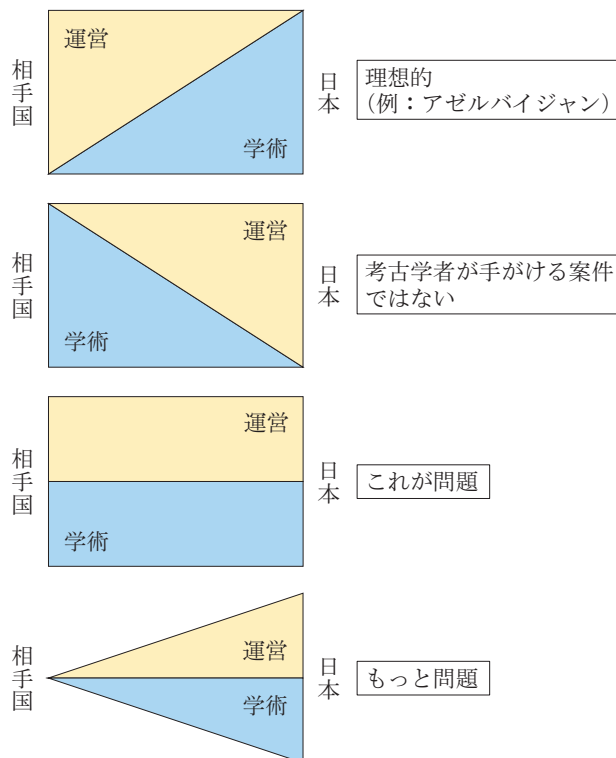


図21 文化遺産国際協力のあり方

危機に対して日本人は何ができるのか……といった、同じテーマのシンポジウムが繰り替えし開催されることはないと思うのです。

現状の国際文化財協力では学術に重点を置くべき考古学者に多大な運営的負担を課しています。大変な力量のある個人であればやるのかもしれませんが、そうではない人には貢献が難しい、というのが私の分析です。その原因は国際文化財協力の運営面における研究や蓄積がうまく還元されていないのではないかと思います。日本がこれまで行ってきた文化財協力の経験、事例を専門的に分析して、向後の研究者に還元すべきです。

私のアゼルバイジャン調査では、運営は現地のみなさんが責任もって取り組んでおられますので、私たちは自分の得意分野、研究に専念していればよろしい。問題はほとんどありません。そうはいかない国も多かろうと推察します。運営面を上手に支援できる仕組みが既にあるのならば、それを考古学者が活用できるようにする必要があります。そんな仕組みがないのであれば、つくらなければなりません。

ご清聴ありがとうございました。



激動する世界と 文化遺産保護

司会

杉本智俊

慶應義塾大学文学部 教授

パネリスト

岡田保良

国土舘大学イラク古代文化研究所 所長

香西 茂、後藤 健、西秋良宏



36

危機の中の文化遺産

杉本智俊

英国シェフィールド大学で博士号取得。1980年代より、イスラエル、パレスチナ各地の発掘調査にかかわる。現在は、パレスチナ自治区ベイティン遺跡の発掘調査および遺跡保存を自治政府考古局と共同で行っている。主著に、*Transformation of a Goddess: Ishtar-Astarte-Aphrodite* (OBO), Academic Press and Vandenhoeck & Ruprecht, 2014; *Female Figurines with a Disk from the Southern Levant and Formation of Monotheism*, Keio University Press, 2008; 『図説聖書考古学旧約篇』河出書房新社、2008年などがある。

岡田保良

国土舘大学イラク古代文化研究所教授、京大博士(工学)。京大助手、国土舘大講師・助教授を経て1995年より現職、2009年より所長。専門は西アジア古代の建築史。ICOMOS(国際記念物遺跡会議)本部の前執行委員(2005～2011年)、日本ユネスコ国内委員会委員、日本イコモス副委員長、文化遺産国際協力コンソーシアム副会長等。海外の文化遺産保護、日本各地の世界遺産登録準備にも参画。著作等に「古代メソポタミアの宗教建築」(2000年)、「世界遺産と遺跡」(2013年)、『現代イラクを知るための60章』(共著2013年)。

杉本 本日は、『危機の中の文化遺産』というタイトルで研究会を開かせていただきました。後藤先生にはブシュナキさんのご講演を代読していただき、香西先生と西秋先生にもご発表いただきました。これからの時間は、それらに基づいてパネルディスカッションを行いたいと思います。また、ユネスコやICOMOSの活動に詳しい国土舘大学の岡田先生にもパネルに加わっていただきます。フロアの皆さま方からも質問票をいただいておりますので、それらも適宜反映させていただきます。



今回のテーマは、最近起こっている中東における文化遺産の危機に対してどのように対応するかです。ご発表にありましたように、これまでもユネスコはこの問題に取り組んできており、条約の制定なども行われています。考古学者たちもさまざまな活動をしてきています。ここでは、まずこれまでどのような活動がなされ、どう評価されているかを整理し、どこに問題が残っているのか、今後何をすべきかを考えてみたいと思います。先生方から、いま感じておられることを率直に話しただけですでしょうか。まず、後藤先生、どうでしょう。先生が具体的にご覧になった事例などをご紹介しますか。

後藤 私は俗っぽい人間なのですぐお金のことを考えてしまいます。そうすると、きれいな話ではすまないという気がします。現在シリアやイラクで起こっている文化財の破壊は、文化財が嫌いだ、好きだという話ではありません。また、宗教的に善い悪いという話でもありません。テロリストは、油田や銀行まで自分のものにしたい。彼らが狙っているのは、博物館に飾ってある文化財です。根こそぎ盗んで他に売りたいのです。これまでアフガニスタンその他でしばしばあったように、とにかく金目の文化財を盗みます。遺跡をこれ見よがしに爆薬まで用いて破壊しているのは、遺跡は売りにくいからです。金に換えられる文化財は必ず盗んで持ち去るでしょう。アフガニスタンでもどこでもそうでしたが、買う人がいるから売ります。

では、誰が買うのでしょうか。1か国でも買うといえ、そこが盗品市場になります。そのようにさせないため、さきほど詳しいお話がありましたが、ユネスコや国際法上の決議、外交上の協定があるのだと思います。

昨今報じられている西アジア地域の歴史的文化遺産、とりわけシリアとイラクの遺跡や博物館を標的とする、国際的テロ組織による破壊活動に対し、私どもは心底からの憂慮を、文化遺産に携わる世界中のみな様と共有するものです。一連の文化遺産に対する不当な攻撃では、古代遺構の爆破や展示物の破壊といった映像で伝えられるごとき行為のみならず、運搬可能な文化財が略奪と換金の対象とされることを私どもはたいへん危惧しています。博物館等に保管されていた作品群が奪われ、他の場所、とくに国際的古美術市場で売却されるような事態が起こる可能性なしとはいえません。違法に盗まれた美術品や考古資料が国外から持ち込まれる場合、わが国は法令に則って、また国際機関の呼びかけに従ってこれに対処し、日本国内での流通を未然に防がねばなりません。

こうした「水際」での対応において、私ども文化遺産国際協力コンソーシアムは、西アジアで長年にわたる研究調査を経験した考古学・美術史学の専門家など、保有するあらゆる能力を駆使して関係各方面と可能なかぎりの協力を致したいと考えています。今後、税関等我が国への搬入口において、あるいは国内での経路において、疑義のある作品が発見され、その出自等についての情報が必要である場合、私どもは全力を挙げてあらゆる機関に協力させていただく所存です。

なお、西アジア以外の諸地域につきましても、コンソーシアムは同様の用意があることを申し添えます。

差し迫る国際的な文化遺産の危機に際し、各方面におかれては、上記趣旨の周知徹底を計っていただきたく、ここに私どもの憂慮と文化遺産保護への強い意志を表明する次第であります。

2015年10月16日

文化遺産国際協力コンソーシアム

会長 石澤 良昭

図1 西アジア文化遺産の違法流通防止に向けての声明

そうなると、すべての国が連帯しないと防ぎようはありません。しかも、実際に持ち込まれてきたとき、これは盗品ですとって売ってはいません。必ずまっとうなものに化けてはいきます。イラクの文化遺産、シリアの文化遺産、インドの文化遺産、中国の文化遺産が混ざってきたら、どうするか。誰がわかるか……。見る人が見ればわかりますが、何でもわかる人はいません。

今日危惧されている文化財の危機の多くは、テロリストによって金のために引き起こされた非常に下世話な犯罪にすぎません。自国を盗品市場にしないという決意が各国に求められているのです。ご質問に対する答えではなかったかもしれませんが、考えていることを申し上げます。

杉本 今回のパンフレットにも記載されていますが、本コンソーシアムは『西アジア文化遺産の違法流通防止に向けての声明』をだしています(図1)。この作成にも後藤先生は尽力されましたが、文化遺産の違法取引を防ぐことに関してある程度効果的に機能しているとお考えでしょうか。

後藤 その声明は、コンソーシアムの西アジア分科会の委員のなかから、昨年の暮れころ、われわれができることはないかという話が持ち上がり、意見を煮詰め、その

成果として作成したものです。もちろん、世の中には違法ではないものもたくさん流通しています。欧米のオークションなどではピカソなどの美術品も取引対象になっていま

す。古いものでも新しいものでも文化遺産は商品として流通しています。そこに、盗品、あってはならない文化遺産がでた場合、水際でどうするかが重要になります。とにかく水際で食い止め、保護しないことにはブラックマーケットに消えていきます。この水際作戦は、コンソーシアムの創始者である平山郁夫先生の時代から、行き先を失った文化財を保護するのだという精神に基づいてやってきた活動です。現在まだこれに引っ掛かった文化遺産はまだありませんが、網を張っておいて、そういう魚がきたときに引っ掛けます。イラクの文化遺産か、シリアの文化遺産か、正しい文化遺産かどうかを判別する能力のある人が、このコンソーシアムには結集しております。日本で判定できるとしたら、私ども以外にあまりいないと思います。そこでとにかく捕まえ、いずれは元の場所に戻していくことが、「西アジア文化遺産の違法流通防止に向けての声明」の趣旨です。



杉本 そのようなコントロールは重要だと思います。同じような線で、ユネスコ関係ではいかがでしょうか。岡田先生はICOMOSへのかかわりをずっとお持ちですので、具体的に先生が経験されたことなどをご紹介いただけますでしょうか。

岡田 最近、日本国内における世界遺産登録のお手伝いをしている一方で、本日の話題の中心である西アジアを中心に起きている文化遺産の切実な危機に対して何ができるのか、日々考えさせられています。正直に申し上げて、私どもは機関銃を持って立ち上がれませんので、何ができるか。本日もユネスコのボコヴァ事務局長の声明が紹介されましたが、ユネスコを中心に私の活動の場であるICOMOSなどでもさまざまな声明をだしたり、会議を開催しています。私どもが何もしなければ、世界のごく一部の地域、一部の機関だけの話にとどまるでしょう。私どもの役割は、できるだけ多くの機会を通じて、世界中の人々に文化財の大切さや、いろいろな調査活動をしておられる人たちの成果などを紹介していくことです。遠い道のりかもしれませんが、文化遺産をないがしろにする人たちに対して、包囲網をつくって追い詰めていくことに役立つのではないかと考えています。

昨今、イスラム国では、その旗印、大義名分として、イスラム以外の価値観をすべて否定するようなことがいわれております。しかし、いくら遺跡を破壊しようと、彫刻を壊そうと、歴史的な事実に対する私どもの価値観が変わることはありません。そのことをいろいろな機会を通じて、皆さんに訴えていきたいと思っています。

杉本 このような場も含め、いろいろな宣言を通して、この危機を共有する人たちを増やしていこうというご趣旨だと思います。香西先生からは、国際条約のかかわりについてお話がありました。こうした条約を結ぶことで、どんな成果が得られ、どこに課題が残っているとお考えでしょうか。

香西 『ハーグ条約』を日本が批准するまで半世紀ほど遅れましたが、この事情を考えてみました。『ハーグ条約』への加盟を支持する必要があるということで、戦後京都や奈良などを非武装都市化しようという市民運動がありました。政府も積極的に対応していたようです。ところが、さきほども申しましたように、1945年のハーグ条約では、「放送局、幹線道路、鉄道の駅など攻撃対象になりやすい施設は、文化財から十分に距離がなければならぬ」という条件がついていました。京都や奈良

はその条件を満たすことが難しく、その条件をクリアできないために加盟が非常に遅れたという事情があったと聞いています。ところが、1999年にできたハーグ議定書では、「十分な距離を持つ」という条件が外されました。それで、日本がようやくこの二つの条約を批准する道が開かれたというわけです。

では、現在の京都や奈良が、「文化財の集中地区」というカテゴリーに指定されたでしょうか。その後確認しても、指定されたという話は聞きません。

さきほどドゥプロヴニクが「危機遺産」に指定されたという話をしました。ドゥプロヴニクの人口は5万人ほどで、アドリア海に面しており、境界線がはっきりと確定した町だから問題はなかったのでしょうか。これに反し京都の人口は150万人ほどとスケールが大きいので、「文化財の集中地区」に指定されなかったのではと考えています。

杉本 『ハーグ条約』の批准は、アメリカもあまり早くなかったですね。

香西 アメリカもあまり積極的ではありませんでした。それもなぜか、どんな背景があったか、くわしい事情は存じませんが。

杉本 現在『ハーグ条約』に加盟している国は、いくつくらいですか。

香西 手元にデータがありませんが、120か国くらいです。

杉本 では、中東で『ハーグ条約』に加盟している国は多いのでしょうか。

香西 イスラム圏の国は20か国ほど加盟しております。ですから、イスラム教の国でも、過激な思想を持った国ばかりではないという印象です。

杉本 イスラム教の国でも、『ハーグ条約』に加盟しているということですね。

本日、考古学者として現場の声を西秋先生が紹介されました。考古学者の立場としてできること、できないことを、どのように感じておられるでしょうか。

西秋 お答えになるかどうかわかりませんが、違法な文化遺産の取引で思い出したことがあります。世界中の西アジアの考古学研究者がはいっている世界西アジア考古学会議の第1回会議が、1998年にローマで開催されました。その会議で、占領地の遺跡について発表した、ある外国人がいて、会場から大変非難されました。そして、その会議の終わりに、占領地に関する遺跡の発表は今後受け付けないことと、不法な文化財ということで1970

年より後に見つかった出所不明の遺物については研究論文として受け付けられないこと、という声明が決議されました。1970年というのは、ユネスコがそれぞれの国の文化財は、それぞれの国に置いておきなさいという勧告をだした年です。それより前に出回った文化財はしかたないが、それ以降の文化財は、一切この学会では論文としても発表させないということです。論文として発表すると、その文化財に価値がでて、不法な文化財取引を誘発することにつながるからです。

このことは、研究者レベルではすでに知られていることです。しかし、犯罪者集団にとっては、そんな取り決めや罰則などはどうでもいいことでしょう。条約や声明がどれぐらい実効的な価値、威力を持つか。犯罪者集団を減らしていくうえで、世間の社会的プレッシャーを高めていくことに意味があるのだと思います。学会が不法取引を非難する声明をだしたり、あるいは日本国が『ハーグ条約』を批准したことがニュースの1行にでもなれば、文化財に関するそのような問題があるということ、を、一人でも多くの一般の方々に知っていただくことにつながる。そうして追い詰めていく効果にはなると思います。

杉本 罰則規定は、破壊行為に及ぶ人たちに直接影響するというより、周りのソーシャル・プレッシャーになっていくというご指摘だと思います。質問票でも似たような質問がかなり多くきております。たとえば、「国際過激派組織による文化財の確信犯的破壊活動の前に、国際条約がいかに無力なのかを、まざまざとみせつけられています。香西先生は国連や安保理の機能に期待したいとおっしゃっていましたが、具体的にどのような対応が有効なのか、お聞きしたいと思います」と。また、「ルールがいくら確立しても、それを守らない、あるいは知らない破壊者から、守る方法はないのですか」、「『ハーグ条約』では罰則規定はどうなっているのか」という質問も寄せられています。

核心に近づいている質問だと思いますが、実際に宣言したり、条約を策定する際に、どうやってそれに効果を持たせていくのが課題かと思います。まず、罰則規定は実際にはどのようなになっているのでしょうか。

香西 条約には一般に罰則規定がありません。あったとしても、加盟国は条約から脱退することも可能ですので、それには多くを期待できないでしょう。

杉本 『ハーグ条約』自体に罰則規定は存在するのですか。

香西 そのような規定は、条約そのものにはありません。

杉本 今回のブシュナキさんの発表で『カタール宣言』のことが紹介されていました。『カタール宣言』やブルーシールドなどがつくられていくなかで、どうしたらそれらに実効性を持たせることができるかが大きな課題だと思いますが、どうでしょうか。

後藤 私は法律が専門ではないので思い込みがあって間違ったことをいうかもしれませんが、国際条約そのものに直接の罰則はなく、その条約を批准した国が自国の国内法でいろいろな処罰をしたり、しなかったりすることはあります。一つの条約を批准すると、国内法をいろいろ改訂する必要が生じます。そのため、簡単には批准できないということが、これまでの事情だったと思います。

いまは材料がないので詳しいことはわかりませんが、国内法をいじらなくても既存の法律で対応が可能な場合もあるでしょう。たとえば、盗品の故買などは、既存の法律で取り締まることができます。どこかの美術館で盗まれた絵がどこかで売り買いされ、それを知りつつ買った場合です。また盗品とは知らずに気に入ったので市場で買った、ところが後で本当の所有者が名乗りでた場合は、ややこしいことになるでしょう。

香西 おっしゃるとおりです。罰則は、条約を批准したときには国内法で規定します。国内法のなかで、それに対する罰則がなければ、新たに法整備を行います。さらに条約レベル、国際法レベル

でいうと、違反した場合、国際平和に対する脅威、平和の破壊ということで、たとえば、『国連憲章』第7章に基づく措置をとることも可能になります。総会は、安全保障理事会が認定した場合、それに対する制裁という行為にでます。そのようなかたちが条約レベルでは確保できますが、その内容がどの程度実施できるかは、加盟国の国内法上の措置の問題です。

岡田 さきほど後藤先生のお話のなかに、違法に流通する文化遺産をどう食い止めるかということがありました。また、西秋さんから、1970年にユネスコ条約で違法取引を差し止めようとしたという話がありました。ただし、それは加盟している国が登録した文化財の流通に関するものでした。たとえば、略奪によって海外に流出することを止めるという趣旨です。さきほどから話題になっている武力衝突や盗掘などで登録されていない文化遺産が



アンダーグラウンドで流出することに関しては、いまのところ条約が一つありますが、それを批准している国は多くありません。

ブシュナキさんのお話のなかで、安保理決議に文化遺産の流通に関しても差し止めるという規定がありました。それは香西先生がおっしゃったように、それぞれの国が国内法で対応する必要があります。既に登録された文化遺産に関して、日本も国内法で対応していますが、それ以外の文化遺産に関する対応措置はまだ不十分な段階だと思います。これは日本の文化行政のなかでも積極的に考えていただきたい問題です。

香西 ここで、問題点の整理をさせていただきます。「国際武力紛争に際して文化財をいかにして守るか」。これまで、この問題に取り組んできた主要な条約は、1954年の「ハーグ条約」、1970年の「ユネスコ条約」の二つがあります。このうち、「いかにして文化財を攻撃の対象から守るか？」これが、ハーグ条約の主たる関心事でした。先ほどの小生の発表も、この点を中心にお話ししました。他方で、紛争による盗難文化財の海外流出を防ぐ措置（戦後の返還を含む）等について主に取り決めているのは、ユネスコ条約のほうです。

西秋 登録されていない文化財の問題というのは、どれが文化財として保護すべきなのか定義するのが難しいということに関係しているのではないですか。

岡田 さきほど西秋さんの説明にもあったように、出自がはっきりしないものは、個人にしろ機関にしろ、研究者も含めて扱ってはいけないということです。そのことを国内法でどこまでやりきれのかわかりませんが、一番の問題である違法取引の底辺にある大量に出回っている出自不明物の流通だけは食い止める必要があるでしょう。それに文化的価値があるかどうかは、後藤さんから説明があった声明にあるように、専門家が関与しなければならないと思います。

杉本 そういう大きな宣言、条約にあわせて、国内法を整備していかないと実効力のあるものになっていかないというご指摘だと思います。私もこの地域にかかわり、パレスチナの発掘を行っています。現地の一般庶民と、このような条約を作成して発表する考古学者やユネスコ、ICOMOSなどの組織の人たちのあいだに少し意識の差があるような気がします。つまり、私たちはこうして文化遺産を守ることを訴え、宣言をだすわけですが、どうしたらそれが一般の人たちのあいだで共有されるようになるかということです。もう少しなんらかのステップが必要だと、私はときどき感じます。たとえば、私はいま

パレスチナのベイティンという遺跡で発掘していますが、今年の夏の調査で金貨が1枚だけ出土しました。金貨が出土したことは現場にいた労働者と私たち以外、誰も知らないはずですが、翌日の朝、金貨が出土した場所が掘られていました。明らかに発掘にかかわっていた労働者、関係者が盗掘しようとしたのだと思います。考古学にかかわる考古局のスタッフは文化財を守ろうという意識でやっていますが、労働者として発掘にかかわっている一般の人たちと、そのような意識をどこまで共有できているのだろうかと思います。発掘調査を始めたばかりの時も、村の人たちから何度も「発掘したら金^{きん}はでるか」と聞かれました。ついに今年でたものですから、そのようなことが起こったのです。そういう意味で、ユネスコやICOMOSの正式な立場と実際に生活している一般の人たちが持つ意識をどうやって埋めていくかは、結構大きな課題だと思います。西秋先生は実際にいろいろな経験があると思いますが、どうでしょうか。

西秋 私のところでは金^{きん}は出土しませんが、それでも盗掘されたことはあります。日本人がわざわざ外国にやってきて発掘をしているのだから、いいモノがでないはずがないと、普通の方は思うのです。何がでるか、ともかく掘ってみようという思いなのからかどうなのか、シリアでは発掘現場が荒らされたことが何回かありました。

私が思うに、一般の方に文化財保護への意識を持ってもらう際、一番大きな要素となるのは貧困です。2001年、9.11の事件があったとき、イスラムはなぜ、あのようなテロをやるのかということが話題になりました。その際、ある研究者が「それはイスラムが理由ではなく貧困が理由だ」といいました。豊かな国のイスラムは、何もありません。そのようなことをいっていたことが、私にはずっと引っ掛かっています。杉本さんがおっしゃったパレスチナや、私が仕事をしていたシリアは、やはり非産油国、貧困地帯です。豊かな湾岸諸国では同じ問題は起きていないのです。経済的に豊かになっていけば高等教育が受けられ、文化遺産に対しての知識もどんどん高まりますが、生活もインフラそのものも、そこまで達していない国が問題なのではないでしょうか。それは私たちの力ではどうすることもできない話です。

私に思うに、一般の方に文化財保護への意識を持ってもらう際、一番大きな要素となるのは貧困です。2001年、9.11の事件があったとき、イスラムはなぜ、あのようなテロをやるのかということが話題になりました。その際、ある研究者が「それはイスラムが理由ではなく貧困が理由だ」といいました。豊かな国のイスラムは、何もありません。そのようなことをいっていたことが、私にはずっと引っ掛かっています。杉本さんがおっしゃったパレスチナや、私が仕事をしていたシリアは、やはり非産油国、貧困地帯です。豊かな湾岸諸国では同じ問題は起きていないのです。経済的に豊かになっていけば高等教育が受けられ、文化遺産に対しての知識もどんどん高まりますが、生活もインフラそのものも、そこまで達していない国が問題なのではないでしょうか。それは私たちの力ではどうすることもできない話です。

われわれ研究者レベルでできることは、杉本さんもよ



くやっておられると思いますが、遺跡周辺の人たちにきてもらって説明することです。私どもが発掘にいくと、少なくとも1か月、2か月、現地の人と村で一緒に生活しますから、その期間だけでも、現地の人たちに活動内容を語り、一人でも理解者を増やしていくことが重要だと思います。研究者レベルでできることは、そういうことだと思います。大きなレベルだと、経済が一番という気がします。

杉本 広い意味での教育は非常に大事だと思います。貧困と裏腹です。十分な教育を受けていない、あるいは非常に偏った教育を受けてしまうことが実際に起こっているのかもしれない。香西先生はいかがですか。

香西 そのことと関係するかどうかわかりませんが、さきほどでいた国連の強制機能、罰則にもかかわります。安全保障理事会は、タリバンやイスラム国を、米国同時多発テロのアルカイダと同根の関係である団体・テロリストであると認定しています。したがって、安全保障理事会では、それらの団体に対して強制措置をとる必要があるという態度がみられます。その一方で、国連のなかには別の動きがあります。さきほども少し触れましたが、国連のアナン前事務総長が策定した『国連軍による国際人道法の遵守』のなかでいっている国連軍とは、PKOの軍隊のことです。それが、テロリズムによる破壊行動に対してどう対応するかの問題です。安保理事会のように強い行き方だと難しいので、別の行き方があるのではないかという姿勢が垣間見られます。つまり、PKOは戦闘を目的とするというより、客観的に事態を確認する役割を持っています。それを、このような場面に活用する道がないかということ、この告示が触れています。PKOと破壊活動が行われたことに対する態度には、類似した面があります。PKOは停戦を実現し、その停戦がいかに実施されているかを見守ることが主たる任務です。文化遺産の破壊活動に対して、それを守ることも、PKOに少し類似した側面があります。客観的な態度で見守るという、強制措置とは別のアプローチです。PKOにも将来テロリストの行動に対して、平和を実現すること、文化財の保全が守られるかどうかを見極める客観的な立場になるという任務を持たせてはどうかという考えが、事務総長の告示にみられます。

PKOについては訓練施設が設けられています。その訓練の一環として文化の保護について監視を行う役割を与えてはどうかという問題です。トレーニング・センターのコースのなかに、いま述べたようなことを一つの

任務として加えたらどうかという考えです。これは安保理事会の任務のように強制的な制裁を加えるというアプローチとは別の役割が国連のなかにも垣間見られると、この頃感じています。

杉本 PKOに遺跡や遺物を守ってもらう活動もあり得るのではないかということですか。

香西 そうです。もちろんそれは、関係者の同意を得ることが前提ですが。

岡田 私は20年以上、イラクにいていませんが、2003年以後のイラク戦争のあいだに、大勢のアメリカ軍兵士がバグダッドとその近郊に配備されました。その一つの拠点がバビロンの遺跡でした。アメリカはメソポタミア考古学もレベルの高い国で、研究者たちも国防省筋にそのような遺跡情報を十分に流していたといわれていますが、それにもかかわらずバビロンの遺跡が装甲車や戦車に蹂躪され、遺跡に大量の油が流れたことがありました。香西さんが述べられたように、PKOや平和を守るべき軍隊が、文化財だけ優先的に保存するという趣旨で派遣されることは結構ですが、その前に情報共有の徹底が必要だと思います。

もう一つ気をつけなければいけないことは、そこが大事だから保護するためにブルーシールドの標識を用意するのですが、タリバンやISがからむと、その地域、その地域の文化の象徴が優先的に破壊のターゲットにもなりかねません。これからブルーシールドを普及させることは重要で、日本でもそういう拠点をつくるべきだという意見はあります。逆に、武装集団がブルーシールドを攻撃してしまうような、望ましくはない逆効果になってしまうという現実もあるということを少し感じました。

杉本 そうですね。教育あるいは理解を深めるという側面と、実際に紛争が起こったときどうするかという両方を考えていく必要がありますね。さきほどからでている古物の不法な商取引といまのPKOの話は、実際に紛争が起こっているときのことで。現在のシリアでも、紛争が起こる前に、ある程度博物館のなかの文化財を隠したり、守ったりしたと聞いています。このあたりをご存じの方はおられますか。

西秋 現地の方に聞いた話ですが、誰もわからない場所にすべてを保管してあるとおっしゃっています。シリアはあのような状態ですが、現地の文化財担当者はまだ大変な活動をしておられ、文化財を守っています。

後藤 西秋先生のスライドにでてきた前館長のハリー

ド・アサドさんとは私も昔つきあったことがあります。彼はパルミラの3万人の住民のうちの1万人を占める部族に属し、もう一つの部族が2万人のタハー族です。ハーリド氏は地元の名士でしたがISによって斬首されました。80歳をすぎた老人を殺す理由はありません。終生文化財を守ってきた人です。恐らく文化財を守ろうとして抵抗したからだと思います。アフガニスタンの保存修復の専門家と話したことがありますが、やはりタリバンに捕まえられ、文化財をどこへ隠したのだと拷問されたそうです。その人は幸いにして殺されませんが、シリアでの虐殺について、ほかに理由は見当たりません。

杉本 個人的にそのような気持ちを持った人たちが守っているという状況なのでしょうか、それとも組織的にそういうことがなされようとしているのでしょうか。

西秋 私が聞いている話では、イラクでの経験をシリアの皆さんは知っていましたから、ISがどうこうというより、ISがでてくるより前から文化遺産を隠置したそうです。アレppoの博物館はボロボロになっているのですが、収蔵資料は大丈夫だといっています。安全な保管所へ運べなかった大きな文化財は土のうをたっぷり積んで隠したということです。かなり組織的に対策されたのだと思います。

杉本 そのような場所でPKOなどができることは、どのようなことでしょうか。その活動がはいってくると、さらに力となるものでしょうか。

香西 将来の問題としては、さきほどいったような訓練センターなどで、ハーグ条約などに対する知識を普及させることは、これからどんどん行われていくと思います。そうなると、世界的にハーグ条約などに対する認識がもっと広まっていくと思っています。

杉本 確かにシリアの場合、結果的にうまくいったというわけでよい例ですが、どここの地域でも同じようにできているわけではないと思います。

西秋 うまくいったと聞かされているのは政府の支配下にある博物館の話です。それ以外に、海外発掘隊がそれぞれ自分の倉庫を持って、博物館以外の村や町にたくさんの発掘品を保管しています。そちらは悲惨なことになった例があると思います。また、政府支配下でない地域、たとえば、ISの首都ラッカだとかイラクに近いデレゾールの博物館などの実態は私たちにも正確な情報は伝わってきません。

杉本 そうですね。一般化はできませんね。実際には、そのような問題はたくさんあると思います。

実際に紛争が起こったときの話をしていますが、紛争が起こる前に、さきほど話がありました教育を通して、文化財保護の考えを一般化していくには、どのようなことができるのでしょうか。会場から、「大変難しいことだと思いますが、宗教的確信や憎悪から遺跡の破壊をする者に対して、私たちはどう対応できるでしょうか」「イスラム国などのテロから文化財を守るには、どうしたらよいでしょうか」という質問がきています。まったく違った考え方を持っている人たちに対して、私たちはどのように対応していったらよいのでしょうか。

後藤 私たちの対応というより、多分当事国の対応だと思います。私たちの場合は、日本国政府の対応ということです。ブシュナキさんの報告のなかに、カタールで開催されたイスラム法学者の会議に触れた部分がありました。イスラム法の権威たちは、このような破壊を認めるはずがありません。道徳教育、宗教教育になってくると、われわれが想像する以上のものがあります。イスラム圏では、何を食べてはいけない、何をすべきだと、生活のすべてが聖典に記されています。ある意味でマニュアル的で便利な宗教です。学校教育や社会教育のなかで大きな発言力を持っていますから、そういう人たちがやるしかありません。

バーミヤンの仏像が破壊される半年か1年ほど前のこと、私は当時「北西辺境州」といったパキスタンの北西部にいました。朝になると新聞売りがくるのでローカルな英字新聞を読んでいたら、そのなかにイスラム教徒である記者が書いた署名入りの記事がありました。それは、バーミヤンの大仏を壊す、壊さないという話です。これはムスリムからみれば異教のものであるが、すでに信仰の対象ではない。しかしいまだに壊れていないということなので、神の意思に逆らって壊すのはとんでもない話だ、というようなことを長々と書いていました。



年中、イスラムの聖職者はモスクでいろいろな説教をやって会衆に聞かせ、扇動しています。われわれのように葬式のときくらいしか考えない宗教とは違います。生活全般をこれで規制しているような社会です。天下のイスラム法学者たちが、彼らの正当な法学でもって秩序回復に力を発揮してくれるようお願い以外にありません。

杉本 イスラム教のなかで、そのような考え方が多数派、主流になっていくことが重要だと思います。私はパレスチナをフィールドにしていますが、ここ20～30年過激派の支配が広がり、教育を握るようになってきました。そうすると、その支配下で教育を受けた人たちは非常に戦闘的な発言をします。一方、それ以前の教育を受けた人は比較的穏健な発言をされます。同じパレスチナ人でも、かなり雰囲気の違いです。ですから、実際に誰が教育を握るかは、すごく大きな意味を持っているような気がします。そこはどのようにお考えでしょうか。

岡田 まったくそのとおりです。教育にはいろいろなレベルがあります。社会人教育もありますが、身体に染み付く教育は幼児から小中学校のレベルです。そこで染み込んだものは、なかなか



とれないと感じます。タリバンにしろISにしろ、彼らの現在やっていることは、タリバンは承知していませんが、ISはかなり恐怖政治的な面があります。それは必ずしも地域の人たちの意に沿った統治や支配ではないということを承知しています。では、そこから逃げ出すことができるかという、できません。彼らの知識を将来に向かってよい方向に導く基礎が、教育だと思います。

さらに進めていけば、このコンソーシアムは、日本が文化面で国際協力することを目的にしています。特に本日話題になっている地域は、文化遺産そのものが壊されていると同時に、コミュニティそのものも破壊されています。さらに、そのコミュニティを支えていた目にみえない文化や資産も、どんどん壊されています。教育環境をどこかで維持していかなければなりません。そのためには、特にこの地域に対する国際協力は、個々のものとしての文化遺産だけではありません。コミュニティをどう回復するか、そこで培われていた伝統や無形的な文化的要素がどういうものだったのかも調査しながら、それを維持し、回復するためのトータルな援助を、これから考えていく必要があると思います。

西秋 いまのお話は重要なご指摘です。地域のコミュニティを復活させるという問題です。私どもの博物館は、東日本大地震の津波で壊れたコミュニティを応援しています。ほとんど流されてしまった岩手県大槌町に大槌文化ハウスと名付けた施設を、企業から寄付をいただいて整備しました。地域の寺子屋のようなものです。東大から持っていったものを展示したり、1か月に1回ずつ教員がいて地域の皆さんに講演したりしています。図書も寄贈しました。おまえが書いた本は難しいから持ってくるなという方針が館長からありましたので、自分が読まなくなった古本ばかりなのですが、いろいろ面白いような本を文化ハウスに置いてもらいました。そのような試みを持って、コミュニティがどのように回復していくか、実践しながら研究しています。シリアでもそのようなことができる日が早く来ればよいと思います。一つの支援の仕方だと思っています。

杉本 ブシュナキさんも最後のほうで、遺跡そのものが対話のきっかけになるのではないかと指摘されています。多様な価値観を持った人たちの対話のきっかけになるのではないかと。実際に考古遺跡が、ある意味いろいろな考え方を持っている人たちが共存していくことの土台になり得るのでしょうか。

後藤 私も、どのような意味なのか、相当深い意味があるのだろうとは思っていましたが、正しく理解しているかどうか分かりません。さきほどボスニア・ヘルツェゴビナの橋の写真がありました。片方に歴史的にイスラムの社会があり、片方にカトリックの社会があり、二つの社会を橋がつないでいました。まさしく友好の橋が壊されたのです。象徴的に共通、共有している大事な物というだけでなく、もちろん経済や流通にも歴史的に重要な役割を持っていたのでしょう。

杉本 私自身はすごく身近に感じています。私たちが掘っている遺跡は、かつてはクリスチヤンの村でしたが、そこからクリスチヤンが全部いなくなって、しばらく廃虚になりました。その後、イスラム教徒が移り住んできて、いまは100パーセント、イスラムの村です。そこで発掘をしたら、イスラムでいうイブラヒムの記念施設が検出されました。現地のパレスチナの考古学者は、イブラヒムはユダヤ人もキリスト教徒もイスラム教徒も一緒に尊敬できる人だから、そこを公園化していくことで対話の場所にできたらいいといったようなことを述べていました。

ただし、そのようにいっているのは、やはり上に立つ人たちです。考古局や観光考古省の人たちはそのように

考えていますが、一般の人々に定着していくかどうかは微妙です。実は、遺跡の土地は教会のものですが、実際にそこを公園化するとき、教会にからんでもらいたくないということでした。現在、そこは100パーセント、イスラムの村ですから非常に微妙なものを持っています。理想ではそこが対話の場所になってほしいのですが、現実的にやってみようとするとき、いろいろなことに気を使っていく必要があります。

岡田 私思い出しましたが、最後にイラクでフィールド調査をやったのはナジャフというシーア派の聖地です。その郊外のキリスト教の修道院の遺跡を調査していました。それはイスラムが進出する前ではなく、イスラムがバグダッドに都を築いたアッバース朝の時代にあったキリスト教の修道院です。バグダッドに首都があったアッバース朝の時代は、イスラムの支配下にありながら、キリスト教徒たちも自由な活動をしていて、政権も彼らをおおいに活用していました。見事に共存していた時代です。宗教が違うから対立する、あるいはシーア派とスンニ派だから対立するという考え方は克服していかなければならないと思います。

杉本 いまの件に関して、ほかの方は何かありますか。

後藤 さきほどダマスカスの爆発映像がありました。ダマスカスの人口の約10パーセントはキリスト教徒です。シリアの人口全体でも、それとあまりかわらないと思います。役所にいって、「今日あの人はいらっしゃらないのですか」というと、「今日は日曜日なので休みです。ほかの人は金曜日が休みです」といわれました。このように彼らの多くは共存しています。イスラム社会のなかに差別なく普通に、あの人はキリスト教、私はムスリムで何派といいながら生活している場合もあるのです。それがなぜか、われわれのなかで一部誤解されているところがあります。キリスト教とイスラム教は仲が悪い、イスラム教徒でもシーア派とスンニ派は仲が悪い、だから喧嘩しているのだという考え方は、少しおかしい一方的なステレオタイプの見方です。

ほとんどの戦争は経済的な原因で起こるのであって、

純粋に宗教的な理由で起こった戦争はあまり多くないと思います。シーア派とスンニ派の仲が悪い国もありますが、〇〇派のほうが××派より多数派なのに、冷や飯を食わされ、就職差別があるなどという不満から、政府に対して時々爆発するのです。そのような経済的社会的理由によって起こったとされる「宗教的」とされる対立が喧伝されているのが現状です。教義がわかっていて、どうこうしているわけではありません。貧困や社会的格差の問題を片付けないことには、そのような問題はなくなりにくいと思います。

西秋 文化財が象徴的な意味を持っているということですが、パルミラ遺跡などもシリアの人は大事にしていたはずですが。2000年以上もの間、自分が生まれるよりずっと前からいつもそこにあったものなのですから……。宗教がどうであれ、異教の神殿かもしれませんが、シリアの貨幣の図柄にまでしていたくらいで、大事にしていたのです。宗教や民族が違っても、いつもそこにあったものはそれなりにシンボリックな意味を持つようになります。ふるさとの山や川のようなものであって、パルミラの神殿などはシリアの風景そのものの一部だったのです。だからこそISは破壊したのです。嫌いな国の国旗を破る人たちも世界にはいます。同じことだと思います。それくらい文化遺産にはパワーがあると思います。

杉本 その点で「イスラム国」の人たちと、そうでない人たちのあいだには、かなり大きな考え方の違いがあります。しかし、さきほどの条約や法律、宣言などを通して、「イスラム国」とは違ったものの見方をする人たちをつくっていくことが大切ですね。ソーシャル・プレッシャーという話もありました。また、地域の教育も、地道かもしれませんが、重要な違いをつくりだしていく方法ですね。

本日は、貴重な時間をどうもありがとうございました。特にパネリストの方々には、充実したお話をご提供いただき、感謝を申し上げます。ありがとうございました。



JCIC-Heritage



閉会挨拶

石澤良昭

文化遺産国際協力コンソーシアム 会長

熱心なご討論をいただきありがとうございました。ご出席くださいました先生方に感謝を申し上げます。まさしく今「危機の中の文化遺産」として、西アジアの文化遺産が存亡できるかどうか心配いたし、ここに皆さまにお集まりいただきました。文化遺産を救うために何か手伝う、何とかしたい、どうしてこうなったのか、これからどうするのだ、あせりの気持ちが、ここにお集まりいただいた皆さまの本心ではないかと思います。

35年前に私もカンボジア内戦がありアンコールワット遺跡をかなり破壊したと聞き、心を痛めました。人類の大世界遺産をどうするのだという気持ちから、私どもはカンボジアの文化遺産の保存修復の活動、特に現地で人材養成をいたしました。

本日は、まさしくその時と同じようなことを、ご登壇の先生方からお話いただきました。何千年という歴史、当時の人たちの願いが、希望が、それぞれつまっているのですから、なんとかしたいという気持ちからここにお集まりいただいたと思います。

また、博物館に展示してあった彫刻・工芸品などが流通ルートに乗って日本に届いていることがあります。現地では流出した文化遺産が古美術市場で売られることがあります。カンボジアでは、難民の人たちが国を離れてタイへ逃れるとき、砂岩でできたアプサラの女神の尊顔を鋭利な刃物で剥がして、衣類のなかに隠し入れて国境を越え、バンコクのしかるべきところで売り、大変なお金になったことがありました。

シリアやイラクの場合、遺跡本体そのものも破壊が進み、どのようになってしまうかわからないという現在です。

本日、その意味でたくさんの皆さまにご参集いただいたことに御礼を申し上げます。私どもは、この後12月に大きな「国際シンポジウム」を開き、そこでは東南アジア文化遺産について会議を開きますが、その国際シンポジウムにおいてもISの蛮行に対して抗議したいと考えています。

本日はお忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございました。感謝を申し上げます。



文化財不法輸出入等 禁止条約に関する 近年の動向について

塩川達大

前文化庁文化財国際協力室長



(主な職歴)

1996年4月 文部省入省
2006年4月 岐阜県教育委員会特別支援教育課長
2009年4月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐・進路指導専門官
2012年4月 文化庁伝統文化課文化財国際協力室長
2014年7月 文部省大臣官房付(併任内閣官房副長官補付企画官(地方創生担当))

(学歴)

1995年3月 京都大学経済学部卒業
2003年11月 ロンドン大学ユニバーシティカレッジロンドン公共政策大学院修了

(主な論文(共著含む))

- ・「生きる力」を育む教員の資質向上施策について
岐阜大学教育学部研究報告 人文科学 59(1), 293-301, 2010
- ・岐阜県の特別支援教育の課題と展望：多様な人が活躍できる社会作りをめざして
教師教育研究 4, 23-31, 2008-03 岐阜大学
- ・業績指標としての英国中等学校リーグテーブルの有効性(III 研究報告)
日本教育行政学会年報(32), 94-110, 2006-10-13
- ・工学物理学研究会議(EPSRC)の外部評価について
学術月報 56(3), 256-259, 2003-03
- ・工学物理学研究会議(EPSRC)
学術月報 55(9), 836-839, 2002-09
- ・生涯スポーツ社会における地域のスポーツ施設の在り方
生涯学習空間 5(6), 48-51, 2000-11

1. はじめに

現在、文化財ⁱの違法な取引、しかも国境を越えた取引が、巷間の話題のひとつとなっている。例えば、2012年10月に長崎県対馬市から窃盗された国指定重要文化財等の仏像について、翌年1月に韓国で犯人が逮捕された事件は、我が国のメディアでも大きく取り上げられたところである。また、今般のイラクの情勢不安に伴い、イラク北部にある文化財が破壊され、あるいは不法に売買され、海外流出しているといった問題ⁱⁱが悪化しているが、本件については、世界的ニュースとなっている。

このように、文化財の不法な輸出入等の事案が取り上げられる機会が多くなっている一方、こうした問題への国際的取組のフレームワークや我が国の取組がどのようになっているかについては、必ずしも十分に認識されていない。とりわけ、我が国においては、文化財不法輸出入の禁止等に係る国際協力を進めているにもかかわらず、こうした取組は国内外において十分かつ正確に認知されていない面があり、その適切な周知そのものも課題となっていると言えよう。

本稿は、こうした課題に対応することを第一義的な主題とするものであり、第2章においては、文化財の不法輸出入等への取組の基本的枠組である「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property 以下、「文化財不法輸出入等禁止条約」という。)ⁱⁱⁱをはじめとする、国際的な取組を概括する。第3章においては、こうした国際的な取組と連動する、我が国の取組について扱う。第4章においては、近年の社会情勢の変化等も踏まえた、文化財不法輸出入等禁止条約の強化に関する論点を紹介するとともに、条約の強化に関する国際的な動きを扱う。最後に、第5章として、こうした国際的動向を踏まえた今後の方向性について、関係各位のさらなる議論・検討の嚆矢となることを目的とした考察を行い、結びの議論とするものである。

2. 文化財不法輸出入等禁止条約をはじめとする 国際的枠組について

2-1 文化財不法輸出入等禁止条約について

海外に流出している文化財の返還に関する国際的な動きは、第二次世界大戦後、世界各地で多くの植民地が独立し、国家主権を確立していく中で見られてきた。自国

の文化的アイデンティティとも見なすことができる文化財が海外に流出している場合には、自国に返還させていこうという動きは、1960年代後半から70年代前半において、博物館等からの文化財の盗取や考古遺跡からの文化財の盗掘が増加し、さらには、こうした盗取、盗掘された発展途上国の文化財が、不正に海外に流出し、ヨーロッパやアメリカ等のオークション等により取引される事例が多く散見されたことにより促進されたものである。こうした背景の中で、文化財の海外への不正な移転を防止するとともに、不正に流出した文化財の返還を求める声が高まっていった。

こうした国際情勢を踏まえ、海外に流出した文化財の返還及び流出の防止を図るには、関係する国々における協調した国際協力が不可欠であることから、その基本的なフレームワークとして、1970年11月にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の第16回総会において、文化財不法輸出入等禁止条約が採択され、第21条の規定に基づき、1972年4月24日に発効されている。2014年12月現在、同条約を締結している国は127となっている。

本条約の主な内容は、以下のとおりである。

- ・文化財は国の文化の基本的要素の一つであることを謳っている（前文）。
- ・自国の領域内に存在する文化財を盗難、盗掘及び不法な輸出の危険から保護することが各国の義務であることを謳っている（前文）。
- ・条約における文化財の定義として「宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件」としている（第1条）。
- ・条約の適用上、締約国は、次の種類の文化財が各国の文化資産を成すものであることを認める。
 (a) 各国の国民の才能によって想像された文化財、及びその領域内で創造された文化財であって当該国にとって重要なもの (b) 各国の領域内で発見された文化財 (c) 考古学、民族学又は自然科学の調査団がその原産国の権限のある当局の同意を得て取得した文化財 (d) 自由な合意に基づいて交換された文化財 (e) その原産国の権限のある当局の同意を得て、贈与され又は合法的に購入した文化財（第4条）
- ・締約国である輸出国においては、輸出許可を明記する適当な証明書を導入し、証明書を添付していない文化財が、自国の領域から輸出されることを禁止しなければならない（第6条）。
- ・締約国は、自国の領域内にある博物館その他これに類

する施設が他の締約国を原産国とする文化財であって、この条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを取得することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとらなければならない（第7条(a)）。

- ・締約国は、他の締約国の領域内に所在する博物館、公共の記念工作物その他これらに属する施設からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止しなければならない（第7条(b)(i)）。
- ・締約国は、原産国である締約国が要請する場合には、(i) に規定する文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に輸入されたものを回復し及び返還するため適当な措置をとらなければならない。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。要請を行う締約国は、回復、返還についての権利を確立するために必要な証拠書類を自国の負担で提出しなければならない（第7条(b)(ii)）。
- ・締約国は、第6条(b)及び第7条(b)に定める禁止に関する規定に違反したことについて責任を有する者に対し、刑罰又は行政罰を科さなければならない（第8条）。
- ・考古学上又は民族学上の物件の略奪により自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。この場合において、締約国は、国際的に協調して行われる努力であって、必要な具体的措置（個別の物件の輸出、輸入及び国際取引の規制等）を決定し及び実施するためのものに参加しなければならない。各締約国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。（第9条）
- ・締約国は、教育、情報提供及び監視を行うことなどにより、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限しなければならない。また、自国にとって適当な場合には、文化財の物件ごとの出所、供給者の氏名及び住所並びに売却した各物件の特徴及び価格を記録した台帳を常備すること並びに文化財の買手に対し当該文化財について輸出禁止の措置がとらえることがある旨を古物商に義務付けること。この義務に違反したものは、刑罰又は行政罰を科さなければならない（第

10条(a))。

- ・締約国は、文化財の価値並びに盗取、盗掘及び不法な輸出が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民に認識させ及びそのような認識を高めるよう努めなければならない(第10条(b))。

2-2 文化財不法輸出入等禁止条約以外の 国際的な取組

このように、文化財の不法輸出入の防止等に関する国際協力に係る枠組みについては、文化財不法輸出入等禁止条約の実施等、パリに本部を置くユネスコを中心に行われているところであるが、オーストリアのウィーンにおいても、ユネスコと連携した形で議論が進められている。

ウィーンには、国際連合の犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ(Commission on Crime Prevention and Criminal Justice))が置かれている。同委員会は、経済社会理事会の下部に置かれる委員会のひとつであり、国連加盟国における犯罪防止及び刑事司法分野における資質の向上の推進等を任務とし、1992年に発足したものである。事務局は国際連合の薬物犯罪事務所(UNODC(United Nations Office on Drugs and Crime))が担っており、年に1度、同委員会は開催されている。このように、犯罪防止の国際協力を担う犯罪防止刑事司法委員会においては、文化財に関する犯罪防止という刑事司法の視点からの議論が行われているものである。

この他、政府あるいは民間レベル等、様々な形態により、海外に流出した文化財の原産国への返還についての動きがあるが、文化財不法輸出入等禁止条約を補完するように、私法統一国際会議(UNIDOROIT)において、「盗取され又は不法に輸出された文化財に関する条約(Unidroit Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects、以下、「1995年ユニドロワ条約」という。)^{iv}」が1995年に採択され、1998年に発効している。

3. 日本の取組について

3-1 条約の締結と国内法体系について

文化財不法輸出入等禁止条約の締結について、我が国は、2012年6月12日に国会承認^vが行われ、同年9月9日に受諾書を寄託、9月10日に公布・告示(条約第14号及び外務省告示第384号)がなされ、条約第21条に基づき、受託書の寄託日の3か月後である12月9日に効力

が発生している。

また、締結にあたり、条約の実行を担保する関係法令の整備として、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律(平成14年法律第81号)」^{vi}を制定するとともに、文化財保護法の一部を改正し、これらの法律は条約の効力が我が国で発生する平成14年12月9日から施行されている。条約の実施に係る国内法令のスキームは以下のようになっている。

(1) 輸出の原則禁止

国宝を含む重要文化財の輸出は原則禁止されており、海外の博物館等への出展等、文化庁長官が特に必要として認めた場合においてのみ、文化庁長官の許可をもって輸出できることとなっている(文化財保護法第44条)。さらに、条約締結にあわせて改正された文化財保護法においては、重要有形民俗文化財についても、輸出をする場合には文化庁長官の許可を必要とする改正をしている(文化財保護法第82条)。重要文化財等を文化庁長官の許可なく違反した場合には、刑罰に科せられることになっており、こうした文化財が海外に流出されることがない法的措置がとられているものである。

こうした文化財保護法における輸出規制の規定を踏まえ、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第2条においては、条約第1条に掲げられている物件のうち、我が国において文化財保護法に基づき指定され、かつ、海外に流出する蓋然性がある動産文化財を、同法における「国内文化財」と定義し、同法第5条において、国内文化財について亡失又は盗難された旨の届出があった場合には、官報告示するとともに、当該国内文化財が、条約第7条(b)(i)で定める博物館、公共の記念工作物その他これらに属する施設から盗取された場合には、締約国において輸入等を行わないよう、外務省を通じ、締約国に通知することとしている。このことにより、条約の締約国に不法に流入することの抑止が期待されるものである。

なお、国内文化財については、史跡名勝天然記念物もその射程としているが、これは、天然記念物の指定を受けている物件としては、不動産だけで無く、鉱物のような動産もあることから規定しているものである^{vii}。

(2) 海外から不法に輸出された文化財の輸入禁止

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律においては、締約国から、条約第7条(b)(i)で定める博物館、公共の記念工作物その他これらに属する施設から文

化財が盗取された通知を受けた場合には、文部科学省令で定めるところにより、「特定外国文化財」として指定し（第3条）、特定外国文化財については、外国為替及び外国貿易法第52条の規定による輸入の承認を受ける義務を課している（第4条）。外国為替及び外国貿易法を根拠とした輸入貿易管理令第3条第1項に基づく経済産業告示^{viii}により、特定外国文化財を輸入しようとする者は、文部科学大臣の確認を受けることにより、事実上、特定外国文化財の輸入が禁止されるものである。

(3) 善意取得された文化財の回復請求権の長期化

民法においては、善意の第三者が盗品を即時取得した場合には、盗難の被害者は盗難後2年の間、代価を弁償することを条件に、回復請求ができることとなっている^{ix}。この回復請求権の有効期間について、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第6条においては、条約第7条(b)(ii)を踏まえ、回復を推進する観点から、民法の特則として、占有者が支払った代価を弁償することを条件とし、盗難の時から10年間と長期化している。

(4) 不法に持ち出された文化財の移動制限

我が国においては、美術品等の古物の売買について必要な規制等を行い、犯罪防止及び被害の回復を目的とした法律として古物営業法が制定されている。締約国から不法に持ち出された文化財が、我が国において売買される際には本法の適用が想定されるが、公安委員会の許可を受けて古物営業を行う古物商は、古物の授受を行った際には、取引の年月日、古物の内容、相手の住所、氏名等を帳簿に記載しなければならないこととなっており（古物営業法第16条）、違反した場合には刑罰が科せられることとなっている。このように、条約第10条に関しても、適切な国内実施制度が法定されているものである。

以上のように、我が国においては、留保事項をつけることなく、条約の締結手続きを行っているが、文化財不法輸出入等禁止条約の実施に関する国内法制について、所要の規定の改正等を行い、現行の同条約の履行に係る国内の担保措置として必要な内容が整備されている。

3-2 文化財の返還促進に関する我が国の取組の事例

こうした立法措置の他、条約の趣旨を踏まえた、不正に流出した文化財の返還促進に関する我が国の取組の事例として、以下が挙げられる。

(1) イラクにおいて不法に取得された文化財の輸入禁止

1990年の湾岸戦争以降、イラクの貴重な文化財が不法に海外に流出しているが、我が国においては、イラク戦争における国際連合安全保障理事会決議第1483号によってイラクとの取引等の禁止措置が解除されたことも踏まえ、こうした文化財が我が国に輸入されることが無いよう、2003年5月31日付で、経済産業省告示第195号により改正された昭和41年通商産業省告示第170号において、1990年8月6日以降にイラクを原産地又は船籍地域とする貨物で、イラクにおいて不法に取得された文化財については、輸入承認による規制の対象とし、原則輸入禁止とする措置を図っている。

(2) ICOMの倫理規定の周知

国際博物館会議（ICOM）^xの職業倫理規定（Code of Ethics）においては、博物館等が出所・由来不明の美術品等を陳列することは、文化財の違法取引を容認しているとみなされることがあることを十分認識するとともに、収蔵品の習得を検討する際には、当該美術品等に係る発見、製作等を含む履歴を確実に検証すべきであるとされている。この職業倫理規定について、我が国においては、ICOM国内委員会を通じて、国内の博物館関係者に周知が図られているとともに、文部科学省や文化庁においても、倫理規定に留意する旨を通知^{xi}している。

(3) 文化遺産国際協力コンソーシアムの活動

我が国においては、2006年に文化遺産国際協力コンソーシアム^{xii}が発足している。文化遺産国際協力コンソーシアムは、我が国の大学等の教育研究機関や独立行政法人、民間団体等が行う、海外の文化遺産の国際協力についての連携を図り、国際協力を推進するために設置されたものであり、文化遺産の国際協力に関する関係する大学等研究機関や中央省庁、独立行政法人、民間団体が構成員となっている。

文化遺産国際協力コンソーシアムにおいては、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発等を行っているが、国際協力の範囲は多岐にわたっており、諸外国の文化遺産の保護の協力や文化遺産保護法制の構築支援といった事業を行うだけでなく、各種ワークショップ、シンポジウム等を行っている。2012年10月には、シンポジウム「さまよえる文化遺産－文化財不法輸出入等禁止条約10年」を文化庁と共に開催している。同シンポジウムは、文化財不法輸出入等禁止条約の概要及び我が国の対応や、イタリアの文化財保護警察行政を担当する

「カラビニエリ」の取組、我が国の地方警察行政における文化財保安の例についての紹介及びパネルディスカッションから構成され、関係者だけで広く一般市民を対象として行われた。条約第5条においては、締約国は、自国に文化財遺産の保護のための機関を設置すること、また、その機関の任務のひとつとして、条約の規定に関する知識を普及させることが掲げられているが、本シンポジウムはこうした条約の趣旨に適うものである。

4. 文化財不法輸出入等禁止条約の実施の強化について

4-1 文化財不法輸出入等禁止条約の強化にむけた論点

1970年に文化財不法輸出入等禁止条約が成立して40年を経過した現在、締約国においては、文化財不法輸出入等の防止に向けて一層効果的となるよう、条約の実施強化が必要であるという意見が少なくない。こうした条約実施の強化に向けた論点としては、主に以下があげられる。

(1) 遡及効がないこと

1969年に採択された「条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties)」は条約法の適用に関する一般法規であるが、同条約においては、条約の不遡及を原則としている。文化財不法輸出入等禁止条約においても、不法に輸出された文化財の輸入の禁止及び当該文化財の回復について定めている第7条において、「関係国において効力を生じた後に不法に輸出されたもの」、「関係国において効力を生じた後に輸入されたもの」とし、条約の効力が遡及しない旨を明示的に規定している。

締約国から不法に流出された文化財が他の締約国に輸入された場合は、条約第7条に基づき、締約国は、返還に向けた措置をとらなければならないが、これは、関係する国全てに条約の効力が生じた後に盗取された文化財について適用されるものである。したがって、原産国から文化財が盗難された時点において原産国が条約を締結する以前であれば、本規定は適用されないものである。また、例えば、原産国が条約を締結した後に盗難された文化財について、当該文化財が他国に流入した時点において流入国が条約に締結していなければ、条約上は返還に向けた措置をとる義務はないものである。

このように、国際法は遡及しないことが一般ルールとなっている中、文化財不法輸出入等禁止条約においても、

そのような不遡及としている一方、自国への文化財の返還を促進するという観点からは、遡及効に関して、条約の実効性を高めることが望ましいという見解が、中南米やアジア、アフリカといった文化財の原産国等から提起されている。

(2) 施設の所蔵品目録に属することが証明された文化財であること

また、条約第7条では、輸入禁止及び返還に向けた措置の対象となる盗取された文化財については、博物館等の施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限定している。目録に登録されている文化財を返還の対象とすることで、盗取された文化財の形状や質量等が判別していることから、盗取されたことが判明した時点から当該文化財を特定することができ、ひいては、税関等における輸入禁止の措置の円滑な実施が期待されるものである。

我が国においては、条約の締約国から、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第3条第1項の規定による通知を受けた場合において、通知にある文化財の種類、特徴等の記載から、当該文化財を特定できる場合に、前述の特定外国文化財の指定を行い^{xiii}、税関における輸入禁止措置等が図られるようにしている。

しかしながら、条約上、返還の対象を、目録に登録されている文化財に限定していることについて、返還の促進という趣旨を踏まえた対応を図ることが望ましいという考えが文化財の原産国を中心に存在する。その背景としては、考古遺跡が多く存在する国においては、遺跡全てについて発掘・学術調査を行い、詳細な目録を作成し、博物館等の適切な収蔵施設を設けることが事実上困難であり、その結果、未調査の考古学遺跡等から盗掘された文化財については、条約第7条に満たさなくなり、返還が困難となることがある。

この問題を解決するには、例えば、遺跡が発見された場合においては、詳細な調査を実施する前であっても、遺跡を国有化し、締約国が作成する目録についても、個別の文化財ごとに登録するのではなく、カテゴリー、分野ごとに作成し、遺跡から発掘される可能性がある文化財をカテゴリーの中に位置づけることが挙げられる。

こうした考え方に立脚し、ユネスコ及びUNIDOROIT事務局が行った専門家グループによる検討を経て、2011年のICPRCP (Intergovernmental Committee for Promoting the Return of Cultural Property to its Countries of Origin or its Restitution in case

of Illicit Appropriation)^{xiv}の第17期会合においては、締約国の国内法制の参考として、「未発見の文化物件の国家所有に関するモデル条項 (Model Provisions on State Ownership of Undiscovered Cultural Objects)」が採択されているが、このモデル条項においては、原則として未発見の文化物件については、国家に所有権が帰属するものとし、不法に発掘された文化物件は盗難にあったものとみなし、これらの所有権移転は無効とするというものになっている。

(3) 輸出許可証を添付しなければならないこと。

文化財不法輸出入等禁止条約第6条においては、締約国においては、輸出許可証を導入し、輸出許可証が添付されていない文化財の輸出を禁止することとなっている。前述のように、我が国においては国指定の指重要文化財等は輸出が禁止されており、海外の博物館に出展する場合など、文化庁長官が特に必要として認める例外的な場合のみ、その許可に基づいて輸出できることとなっており、条約第6条を満たす措置がとられている。

しかしながら、締約国に所在する全ての文化財の輸出において、当局の許可証を添付することは物理的に困難であり、さらには、上述のように、未調査の遺跡から盗掘された文化財については、そもそも許可証の添付がありえないものである。したがって、マーケットにおいて輸出許可証が添付されていない全ての文化財を不法に輸出されたものと看做すことも、あるいは、輸出許可証が添付されている文化財のみを正当に輸出されたものと看做すことも、実態とは乖離しかねないものである。

こうしたことから、輸出許可証が添付されない文化財の輸出を禁止するという条約第6条における文化財不法輸出入等の防止効果については、実態として限定的であるという見解が生じている。

(4) 挙証責任について

条約第7条 (b) においては、原産国が文化財の返還を要請する場合、

- ・当該文化財を購入した善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権限を有する者に適正な補償金を支払うこと
- ・原産国が、回復及び返還についての権利を確立するために必要な書類その他の証拠資料を自国の負担で提出すること

となっているが、この条約第7条に基づき、原産国が行う文化財の返還に係る手続きについては、原産国からは、

返還を要請する側の負担が大きくなると返還に支障が生じるという見解がある。その対応策として掲げられているのが、前述のように、例えば未調査の遺跡から盗掘された文化財については、不法に取引されたことを原産国が立証することは困難であることから、当該文化財を購入した善意の購入者又は正当な権限を主張する者が正当性を証明すべきという考えである。

そして、このような善意取得の挙証責任は取得者が負うべきという考え方の具体の適用について、原産国を中心に主張されている案が、1995年ユニドロワ条約の規定を条約第7条の運用においても適用するというものである。

1995年ユニドロワ条約においては、第4条第1項で、盗取された文化財の所有者は、当該文化財が盗取されたことを知らなかったあるいは合理的に知り得なかった場合で、取得に当たり、相当の注意を払ったことを立証できる場合に、当該文化財の返還に当たっては、公正かつ適切な補償を受ける権利を有するものとしている。

注意義務の判断基準を定めている同条第4項においては、所有者が相当な注意を払ったかの判断に際しては、取引関係者の特徴、支払った価格、当該文化財に関するアクセス可能な記録、情報や文書を閲覧したかどうか、アクセス可能な当局と相談又は合理的な取得者であれば行くと想定される行為の有無も含め、取得時におけるあらゆる状況を考慮することとされている。このように、盗取された文化財が転々売買された後であったとしても、取得時における厳格な注意義務の履行を求めるとで、不法取引が行われた文化財の返還が促進されるというものである。

(5) インターネットにおける取引への対応策

文化財不法輸出入等禁止条約が成立した1970年当時予期していなかった象徴的な事例表として、情報通信技術、ICTの進展を踏まえた対応が挙げられる。情報通信技術の加速度的な進展に伴い、文化財の売買は、インターネットオークションのように、これまでと異なり、直接の店舗取引では無い形態で行われる事例が増加している。

さらに、こうした無店舗によるネット取引においては、必ずしも出所の正当性が確保されていないものが扱われている事例もある。こうした実態を踏まえて、インターネット取引に関し、締約国の当局等においては適切な規制措置等を図ることが全世界共通の課題となっている^{xv}。

4-2 条約強化に向けたユネスコにおける現在の動き

文化財不法輸出入等禁止条約においては、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention concerning the protection of the world cultural and natural heritage、いわゆる世界遺産条約)」や「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)」といったユネスコ関連の条約^{xvi}とは異なり、条約上は、締約国会議や政府間委員会といった常設の会議にかかる規定がなく、従来、同条約に基づく会議が恒常的に開催されることはなかった。

しかしながら、前章で述べてきたような論点を踏まえ、締約国における文化財不法輸出入等禁止条約の実施の強化に向けた国際的な議論を進めていくため、ユネスコにおいて、2003年に開催されて以来となる、条約の第2回締約国会議 (Meetings of States Parties) が2012年6月に開催された。同会議においては、締約国会議を2年に1回開催すること並びに補助委員会 (Subsidiary Committee) の設置及び同委員会を毎年開催することが決議され、採択された締約国会議手続き規則 (Rules of Procedure)^{xvii}に明記された。手続き規則においては、補助委員会の任務も定められており、ベストプラクティスの意見交換、条約の実施に寄与するガイドライン及び勧告の準備及び提出が主な任務として位置づけられている。

さらに、同年10月に開催された第190回のユネスコ執行委員会において、2013年の前半に臨時締約国会合及び第1回補助委員会を開催することが決定され、2013年7月には、臨時締約国会合及び第1回の補助委員会が開催された。臨時締約国会合においては、補助委員会の委員会国選挙が行われ、委員会国が決定され、その後に行われた補助委員会においては、補助委員会の手続き規則を採択するとともに、条約の運用指針 (Operational Guidelines) 案についての意見交換が行われた。

現在、補助委員会のもとに置かれたインフォーマルワーキンググループを中心に検討中の運用指針は、締約国における条約の実施に資することを目的とするものであり、締約国に義務を課する法的拘束力は無い整理となっている。そのうえで、条約の実施の強化にあたっては、前章において論じている課題への対応を適切に行うことができること等、締約国やユネスコ等も含めた国際社会全体として推奨される活動の在り方を検討している。

2014年6月30日から7月2日にかけて開催された第

2回補助委員会においては、インフォーマルワーキンググループの議論を踏まえ、さらなる意見交換が行われた。同委員会において議論された運用指針案においては、例えば、インターネットにおける取引については、条約の射程となっている保護すべき文化財が扱われているウェブサイトを全世界的に確認・チェックする方策の検討を行うことや、締約国がインターネットでの売買に関する監視を図っていくことを推奨すること等について示されている。このように、現在、ユネスコにおいては、条約の強化に向けた議論を急速に進めているのである。

5. 結び：ユネスコの動向を踏まえた今後の取組について

本稿の主たる目的は、文化財不法輸出入等禁止条約に関する我が国の対応やユネスコにおける現在の状況を広く周知することであり、文化財不法輸出入等禁止の取組の在り方のさらなる分析については、さらなる考察が望ましいが、最後に、最近の我が国の文化財不法輸出入等禁止に係る動向を簡潔に論じつつ、今後の考察の嚆矢としたい。

第3章で述べているように、我が国は条約締結時に、条約実施の国内法制を整備しているが、さらには、時代の変化に対応した国内の制度改正を適宜行ってきた。例えば、近年のインターネットを利用した商取引の拡大を踏まえ、インターネット取引による盗品の売買等を防止するため、2002年11月27日に「古物営業法の一部を改正する法律 (平成14年法律第115号)」が成立、2003年9月1日から施行されている。改正された古物営業法体系においては、古物を扱う古物商について、ホームページを利用して古物取引を行う場合には、公安委員会への届出義務を課するとともに、当該ホームページにおける公安委員会の許可証の番号等の表示義務を課している。さらに、公安委員会のホームページに古物商の許可証の番号を掲載すること等により、無許可業者の淘汰及び警察による無許可営業の取締りを図っている。

また、インターネットにより古物売買をする者のあつせんを競りの形式で行う営業であるインターネットオークションを「古物競りあつせん業」と位置づけ、営業開始に際して公安委員会へ届け出るとともに、古物競りあつせん業者に、出品者を確認する措置を努力義務として課するとともに、出品物に盗品等の疑いがある場合は、警察へ申告しなければならないとしている。このほか、オークションが成立した場合にその記録の作成・保存を努力義務とすること等により、インターネットによる古

物の取引における、文化財も含めた盗品等の売買の防止を図ることとしている。

さらに、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年6月23日法律第97号）」第6条^{xviii}に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針（平成26年2月21日 外務省・文部科学省告示第1号）^{xix}」においては、文化遺産国際協力コンソーシアムの役割のひとつとして、インターネットにおける文化財の不法取引を監視し、発見された場合には、関係省庁に通報することが規定されている。

このように、我が国においては、現在ユネスコで行われている文化財不法輸出入等禁止条約の実施の強化における議論についても、できる取組は先行実施しているところである。条約実施の一層の強化に向けて、我が国としては、国際社会と連携し、さらなる議論を進める必要はあるが、そうした検討においては、実効性や法益の均衡といった観点を十分踏まえて行うことが重要である。

例えば、1995年ユニドロワ条約においては、返還の要請について、文化財が盗取された時点、あるいは不正に輸出された時点から50年以内にしなければいけないとしている（第3条3、第5条5）。さらに、第3条4では、遺跡等の根幹となる文化財や公共の収集品に係る文化財の返還については、請求者が、所有者及び当該文化財を特定できた日から3年以内に請求を行うということ以外には時効を設けてはいけないうこととされている。

このような長期にわたる返還要請を認めることは、文化財の返還の促進に資すると考えられる一方、善意取得者の法的地位並びにその後の善意取得者の占有の公信力を前提に形成された法律関係が不安定になり、法的安定性が害される蓋然性が高まることにもつながりかねないものである。

さらに、未調査の考古遺跡から盗掘された文化財については、当該文化財が盗掘されたものであることが相当期間判別できないことが想定される中、回復請求権の時効を設けないことになるため、盗掘のおそれがある文化財の購入への抑制効果は高くなる一方、文化財に関する経済活動が収縮するということも考えられる。文化財不法輸出入等禁止条約の実施に当たり、異なる条約である1995年ユニドロワ条約の規定を導入し、動産の中で文化財に関してのみ時効等について特別に扱うことについては、こうした観点からの十分な検討が必要であろう。

なお、1995年ユニドロワ条約の適用については、盗掘防止への予防効果はあるものの、その効果はやはり限

定的と考えられる。文化財不法輸出入等禁止条約においては、第5条（d）で、考古学上の発掘の管理を組織的に行い、文化財の現地保存を確保し、及び将来の考古学的研究のために保存された地区を保護することを、締約国の任務のひとつとして掲げている。原産国においては、全ての考古遺跡の調査、発掘及び管理を行うことは困難とし、不法に輸出された文化財が市場に出てきた際に、盗掘されたものであることが明らかになった場合の返還を容易化することに重きを置く傾向があるが、盗掘行為そのものを防止するという措置をしっかりと図ることも重要である。原産国における適切な保護措置と、文化財のマーケットとなる国における不法に輸入された文化財への適切な対応という両輪があいまって、豊かな国際協力下での文化財の不法輸出入の防止が図られるものである。

我が国は、1919年に史蹟名勝天然紀念物保存法を、1929年に国宝保存法を、そして、1950年に文化財保護法を制定する等、世界的にも文化財保護政策の豊富な知見を有する国である。遺跡の発掘調査や目録の策定等の支援といった予防措置にも係る国際支援を行うことは、我が国が期待される文化財国際協力の分野であり、文化遺産国際協力コンソーシアム等において、こうした視点からの国際協力の推進を促進することも考えられるのではないだろうか。そして、ユネスコにおいては、条約の締約国それぞれが条約上の責務を適切に履行すること、そのための国際協力を推進していくこと、さらには、文化財の不法取引の防止につながる調和ある国際体制の充実に資するため、締約国の法制度や社会背景の違いも踏まえつつ、コンセンサスを重視した議論を進めることが期待されるものである。

- i 文化財の英語表記についてはcultural property が一般的であるが、近年、cultural heritageという用語の使用頻度が多くなっている。概して後者については、経済的価値にとどまらない文化的意義に特に着目した場合に使用される傾向があると考えられる。
- ii イラクの文化遺産保護に関するユネスコのアクションについては、以下を参照されたい。
<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/illegal-trafficking-of-cultural-property/emergency-actions/iraq>
- iii 文化財不法輸出入等禁止条約の本文等については、以下を参照されたい。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020414.html
- iv 条約本文は、<http://www.unidroit.org/instruments/cultural-property/1995-convention>を参照されたい。（現在、我が国は未締結である。）

- v 条約締結の要件は、憲法によって定められている。
日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）
第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一―二（略）
三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四―七（略）
- vi 本法律本文については、<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/yushutsu/kisei.html>を参照されたい。
- vii なお、文化財保護法においては、史跡名勝天然記念物については多くが不動産であることから、輸出の許可に関する特別の規定は設けていないが、同法121条に基づき文化庁長官が適切な命令又は勧告をすることで適切な管理が担保されるという法制となっている。
- viii 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）
- ix 民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）
第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。
第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。
- x ICOM（International Council of Museums；国際博物館会議）は、1947年に創設された国際的NGO。国別に組織されたNational Committees（国内委員会）と、専門分野ごとのInternational Committees（国際委員会）から構成され、それぞれに年次会合を開催するとともに、3年ごとに、すべての委員会が参加する総会が開催される。
- xi 「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」及び「文化財保護法の一部を改正する法律」等の施行について（文化庁通知 平成14年11月14日 14庁財第267号）等
- xii 文化遺産国際協力コンソーシアムの詳細については以下を参照されたい。
<http://www.jcic-heritage.jp/>
- xiii 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律施行規則（平成十五年九月二十九日文部科学省令第四十二号）（特定外国文化財の指定）
第一条 文部科学大臣は、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る文化財が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該文化財を特定外国文化財として指定するものとする。

ただし、当該文化財の種類（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の当該文化財の種類をいう。）、特徴（寸法、重量、材質、形状、色その他の当該文化財の特徴をいう。）等に係る通知の記載が当該文化財を特定できる程度に明確でないと認められるときは、この限りでない。

- 一 法第二条第一項に規定する文化財であること。
- 二 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約第七条（b）（i）に規定する施設から盗取された文化財であること。
- 三 法の施行前に盗取された文化財でないこと。
- xiv ICPRCPは、1978年のユネスコ総会決議に基づいて設置された、条約が適用されない文化財の返還の促進を議論する会合であり、詳細は以下を参照されたい。
http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=35283&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html
- xv 後述の文化財不法輸出入等禁止条約の締約国会議及び補助委員会等における条約ガイドライン策定においてもこうした論点についての議論が行われている。
- xvi これらの条約には、本文において締約国会議を2年に1度開催することが明記されている。
- xvii 締約国会議手続き規則の詳細については、以下を参照されたい。
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CLT/pdf/1970_MSP_Rules_Procedure_2012_en.pdf
- xviii 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年六月二十三日法律第九十七号）（基本方針）
第六条 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2 基本方針は、文化遺産国際協力を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- xix 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」の全文については、以下を参照されたい。
<http://www.bunka.go.jp/kokusai/bunka/bunkazaihogo/pdf/kihontekihosin.pdf>





第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

危機の中の文化遺産

2015.11.5【木】13:00-17:00（開場12:30）

入場無料【申し込み制】 定員150名

お席に余裕がある場合は当日参加も受け付けております。

参加ご希望の方は以下のコンソーシアムウェブサイト申し込みフォームからお申し込み下さい。

<http://www.jcic-heritage.jp/form/form.cgi>

会場

TKPガーデンシティ
PREMIUM神保町

神保町駅 A9出口 徒歩2分

ムニール・ブシュナキ氏代議

後藤 健

東京国立博物館
特任研究員

香西 茂

京都大学 名誉教授

西秋良宏

東京大学 教授

パネルディスカッション司会

杉本智俊

慶應義塾大学 教授

文化遺産国際協力コンソーシアム

第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

危機の中の文化遺産

近年各国で相次ぐ紛争や、地球規模での自然災害、さらにはめまぐるしい経済発展に伴う社会変化などを受け、世界各地には危機に瀕する文化遺産や復興を急務とするものが数多く存在しています。特にアラブ諸国においては、多くの貴重な文化遺産が人災、天災により破壊されています。これまで日本をはじめとした世界各国の国際協力によって復興事業が展開され、成果が出始めていますが、しかし一方で、アラブ世界の人々自身による活動について、我々が知り

得る情報には限りがありました。

今回の研究会では、世界遺産アラブ地域センター所長のムニール・ブシュナキ氏より提供頂いた情報をもとに、現地の人々の取組みに対する理解を深める場にしたいと思います。また同時に、そういった活動に呼応して、わが国は今後どのような国際協力を展開していくべきか、国際法や考古学の現場からの視点を踏まえ検討していきます。

プログラム

開場 12:30

13:00-13:10

開会挨拶

13:10-14:10

基調講演

アラブ諸国の危機的状況下における文化遺産について | ムニール・ブシュナキ氏代読 後藤 健 (東京国立博物館 特任研究員)

休憩 15分

14:25-14:55

講演 1

武力紛争の際の文化財の国際的保護 | 香西 茂 (京都大学 名誉教授)

14:55-15:25

講演 2

考古学のフィールドから見た文化遺産保護のあり方について | 西秋 良宏 (東京大学総合研究博物館 教授)

休憩 15分

15:40-16:55

パネルディスカッション

激動する世界と文化遺産保護

司会 | 杉本 智俊 (慶應義塾大学 文学部 教授)

※総合質疑応答を含みます。

パネリスト | 香西茂、西秋良宏ほか (調整中)

16:55-17:00

閉会挨拶

17:00-

懇談会

(事前にお申し込み下さい。定員のためお断りする場合がございます。)



ムニール・ブシュナキ (Mounir Bouchenaki)

フランスで考古学・古代史博士号を取得。アルジェリア文化情報省古美術・博物館・文化財所長就任(1975-1981)後、82年よりユネスコ文化局において文化遺産保護行政に携わり、その手腕を発揮する。同局文化遺産部長(1990-2000)、世界遺産センター長(1998-2000)、文化局長(2000-2006)、イクロム所長(2006-2011)などの要職を歴任し、現在は世界遺産アラブ地域センター長、ユネスコ・イクロム特別顧問を務める。国際的な文化遺産保護活動の発展に多大なる功績があり、同取組みを通じて日本の専門家とも交流がある。

申し込み概要

入場無料【申し込み制】

定員150名

お席に余裕がある場合は当日参加も受け付けております。
参加ご希望の方は以下のコンソーシアムウェブサイト申し込みフォームからお申し込み下さい。

<http://www.jcic-heritage.jp/form/form.cgi>

※ハガキ、ファックスでの申し込み可。

氏名(ふりがな)・所属・電話番号・メールアドレス・懇談会への出欠をご記入の上、「第17回研究会参加希望」とご記入頂き、10月30日(金)必着で事務局宛にご郵送下さい。

アクセス

会場 TKPガーデンシティPREMIUM神保町
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22
テラススクエア3F

最寄り駅 東京メトロ半蔵門線 神保町駅 A9出口 徒歩2分
都営新宿線 神保町駅 A9出口 徒歩2分
東京メトロ東西線 竹橋駅 3b出口 徒歩5分



お問い合わせ
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
Email consortium@tobunken.go.jp
URL <http://www.jcic-heritage.jp/>
Tel 03-3823-4841 Fax 03-3823-4027
(当日の連絡先はWebサイトにて後日お知らせいたします。)



JCIC-Heritage



JCIC-Heritage

第17回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

危機の中の文化遺産

報告書

2016年3月発行

編集・発行：文化遺産国際協力コンソーシアム

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 所内

Tel 03-3823-4841 Fax 03-3823-4027

制 作：株式会社クバプロ
